

諏訪広域連合

# 広域計画

計画期間：令和4年度～令和8年度  
(2022年度～2026年度)



岡谷市



諏訪市



茅野市



下諏訪町



富士見町



原村

令和4年3月  
諏訪広域連合

## ごあいさつ



諏訪広域連合は、平成12年7月の発足から20年余が経過し、また前身である諏訪地域広域市町村圏事務組合の設立からは、約半世紀が過ぎようとしています。諏訪地方を構成する6市町村は地勢的に、また歴史、文化を含め共通の経済圏を構成して今日まで発展してきており、その諏訪圏域を取り巻く課題について、当広域連合は市町村の垣根を超えた諏訪圏域一体としての事務事業を展開してまいりました。

超少子高齢時代を迎え、地方創生、デジタル革命など時代の変化の中で、平成15年の介護保険事務の全面共同実施、平成27年の消防業務の一元化など、各事業について経費の削減や事務処理の効率化などに成果を上げて来られましたのも、住民の皆様をはじめ構成市町村や関係各位のご理解、ご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。

昭和から平成、そして平成から令和へと年号が変わる時代の大きなうねりの中には、令和元年末に突然発生し、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症のように、私たちの社会経済活動のあり方そのものを根底から揺るがす事態も経験しています。現在もなお、ワクチン接種券の発行システムの開発、介護事業所、八ヶ岳寮等との情報連携や感染防止対策など、対応の渦中にありますが、今後、更に高齢化率が伸びる中、既に200億円を超える規模となる介護保険事業はじめ、激しく変化する自然災害への対応など、広域連合として山積する課題に引き続き、積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、令和4年度から令和8年度までの5年間の第5期広域計画を策定いたしました。策定にあたっては、これまでに実施した事業内容を検証した上で、その基本理念、および5項目の郷土づくりの柱を継承し、現状と課題を踏まえて、今後の方針や施策を盛り込みました。この計画の実現に向け、構成市町村が心を一つに住みよい魅力ある諏訪圏域をめざしてまいりますので、関係各位の格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました広域計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆様、議会及び関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

諏訪広域連合

広域連合長

金子ゆかり

# **諏訪広域連合広域計画**

計画期間：令和4年度～令和8年度

(2022年度～2026年度)

# 目 次

## 諏訪広域連合広域計画

広域計画策定の趣旨	1
1 諏訪地域の広域行政の推進に関すること	3
2 諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関すること	4
3 救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関すること	5
4 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること	7
5 諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関すること	8
6 広域連合の基金の運用に関すること	10
7 介護保険法及び介護保険法施行法の規定に基づく事務に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	11
8 障害支援区分審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係 市町村が行う事務に関すること	14
9 消防に関すること（消防団長の任免並びに消防団、消防水利施設、 その他関係団体の予算及び決算に関する事務を除く。）	15
10 行政不服審査会の設置及び運営に関すること	17
11 ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	18
12 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する 事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	19
13 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	20
14 広域的課題の調査研究に関すること	22
15 広域計画の期間及び改定に関すること	23

## 資料編

□ 諏訪広域圏の位置及び地勢	25
□ 関係市町村の概要	26
□ 諏訪地域広域行政機構の主なあゆみ	29
□ 諏訪広域連合機構図	30
□ 諏訪地域ふるさと振興基金事業 事業実績	31
□ 救護施設八ヶ岳寮 施設利用者の状況	32
□ 病院群輪番制病院運営費補助事業の実績	33
□ 諏訪地区小児夜間急病センター 患者数の推移	34
□ 高齢者人口の推計	35
□ 介護保険事業の状況	36
□ 障害支援区分審査の状況	37
□ 諏訪広域消防管内出動別件数	38
□ 消防職員の配置・消防車両等現有状況	39
□ 職員の共同研修の実施状況	40
□ 行政情報システム 共同構築実績	41
□ 諏訪広域連合広域計画策定委員会設置要綱	42
□ 諏訪広域連合広域計画策定経過	43
□ 諏訪広域連合広域計画策定体系	44
□ 諏訪広域連合広域計画策定組織	45
□ 諏訪広域連合規約	47

# 広域計画策定の趣旨

諏訪圏域（以下「圏域」という。）は、長野県のほぼ中央に位置し、古来から山紫水明とうたわれ、諏訪湖周辺に展開する岡谷市、諏訪市、下諏訪町と、雄大な八ヶ岳山麓に展開する茅野市、富士見町、原村の3市2町1村で構成され、恵まれた自然環境や歴史的背景から一体的に発展してきた圏域です。

近年、圏域を取り巻く情勢は大きく変化しており、行政に対する課題は、人口減少と少子高齢社会、高度情報化、国際化などの進展や環境問題など、市町村の枠を越え、より高度で広域的なものとなっています。また、「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生の取り組みも関係市町村に求められる中、これらの課題に対応するため、さらなる広域的連携が必要となります。

こうした中で、平成12年7月に諏訪広域行政組合の事務を引き継いで諏訪広域連合が発足し、翌平成13年3月に6か年の広域計画（第1期）を策定しました。以降、5か年の広域計画を第4期まで策定し、令和3年度に計画期間が満了することから、新たに令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする広域計画（第5期）を策定しました。

広域計画は、関係市町村や住民に対して、広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示し、広域連合や関係市町村が事務処理を行っていくための指針となるものです。

本広域計画の策定においては、地方自治法第291条の7の規定に基づき、諏訪広域連合規約第5条に規定されている15項目について、関係市町村の施策と調和を保つとともに、広域計画策定委員会を設置して圏域住民の意見を反映し、経緯、現状と課題及び今後の方針と施策を明記し、今後の広域行政の指針となる計画としました。

これまでの広域計画で掲げた基本理念を継承し、圏域の均衡ある発展を目指すため、本広域計画においては次の5項目を郷土づくりの柱として定めました。

## 1. 交流と連携による安全で住みやすい郷土づくり

圏域に居住する住民の日常生活圏は、社会情勢の変化に伴う生活水準の向上や余暇の増大、道路交通網の整備などで圏域全体に拡大しています。また、圏域の経済活動圏も、市街地から郊外まで分散、広域化しています。

一体的な地域づくりには、コミュニティ活動などを通じて意見交換や情報提供を行い、広域的な交流と連携意識の高揚を図るとともに、人や施設等のネットワーク化を進める必要があります。

また、住民が安心して暮らしていくために地域防災体制を強化して住民の生命財産を守り、安全な生活の確保を図る必要があります。

住民、行政が一体となって、広域連携を強め、安全で住みやすい郷土をつくります。

## 2. 健康で明るくあたたかく思いやりのある郷土づくり

長寿社会を迎える、長い人生を幸せに過ごしていくためには、心身ともに健康を保つことが不可欠です。圏域住民のニーズを大切にした福祉施策を展開し、健やかな生活を保障していくため、総合的社会福祉体制の確立を図る必要があります。

誰もが、住み慣れた地域でその人らしく明るく安心して暮らすために、福祉サービス

---

---

の連携だけでなく、圏域住民が支え合う思いやりのある郷土をつくります。

### **3. 雄大な自然を愛し、守っていく美しい郷土づくり**

圏域の雄大にして優れた自然は住民の貴重な財産であり、環境に配慮した一体的な発展が求められています。

環境にやさしく、快適で利便性の高い生活環境を推進し、住民・事業者・行政が一体となって環境保全に努め、いつまでも美しい郷土をつくります。

### **4. 仕事に誇りを持ち、活気あふれる豊かな郷土づくり**

この圏域は山紫水明に富み、古くから農林漁業が営まれ発展してきました。また、電機・精密を中心とした高度な技術集積を生かした工業が発展してきました。

産業の振興と発展のためには、人材の育成や技術の習得が必要です。社会の変革に伴い、産業構造の転換にも対応できる高度な技術力と若年労働者の確保や、人材育成を重要と位置付け、さらなる発展を目指し、活気あふれる豊かな郷土をつくります。

### **5. 教養を高め、香り高い文化をはぐくむ郷土づくり**

圏域内には、恵まれた自然と、それと共に多くの文化遺産・伝統文化があります。この恵まれた環境の中、各世代の子どもたちの教育が行われています。

次世代を担う青少年の健全な成長を助け、すばらしい文化を守り、残し、伝えていくため、施設の充実や指導者の育成を推進し、香り高い文化をはぐくむ郷土をつくります。

この5項目の柱に基づき、圏域の広域的な連携を積極的に推進していきます。

# 1 諏訪地域の広域行政の推進に関するここと

## 【経緯】

諏訪地域6市町村は、昭和47年9月に「諏訪地域広域市町村圏事務組合」を設立し、「諏訪地域広域市町村圏計画」を策定して計画的な広域行政をスタートしました。社会情勢の変化に応じて昭和57年3月に「諏訪地域新広域市町村圏計画」、平成4年3月に「諏訪地域広域行政圏計画」を策定し、平成12年7月には、多様化・高度化する住民ニーズに適切かつ効率的に対応するため、「諏訪広域連合」を発足しました。

発足に伴い策定する「広域計画」の大きな柱となる「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」の中で基本理念に基づき圏域の将来像を定め、進むべき道筋を明らかにしました。

平成21年3月には国の「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止され、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により、広域行政の取り組みが行われることになりました。

これを受け、諏訪広域連合では関係市町村との協議により、広域連携や圏域の枠組みは引き続き維持し、実施している共同処理事務は継続していくこととしました。「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」は計画期間まで継続することとなり、計画期間終了後については新たな計画は策定しないこととしました。

## 【現状と課題】

「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」で掲げられた理念は広域計画の中に継承され、その実現に向けて広域連携の取り組みが進められています。

圏域では、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス対策など、全国各地と共に通の課題を抱えるとともに、DX※1等によるデジタル社会の実現に向けた業務改革や住民サービスの多様化が求められています。圏域にとっても大きな変化を迎えること、単独の市町村だけですべての行政需要に応えることが厳しくなっていくなか、圏域の広域行政推進は関係市町村の自主的な協議のもと、国の法律、県・関係市町村の総合計画との調和を保ちながら、圏域が一体となって市町村の枠を越えた取り組みを行っていくことがありますます求められています。

※1 DX

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくこと。行政においては、デジタル技術を用いた業務改革を通じて、行政サービスが住民に身近で使いやすいものに変革されていくこと。

## 【今後の方針と施策】

### □ 関係機関とのさらなる連携

本広域計画で掲げる圏域の将来像の実現のため、圏域に共通する広域的な課題を解決するための取り組みを引き続き進め、広域的な事務事業を実施します。国・県・関係市町村とのさらなる連携強化を図りながら、住民本位の効率的な広域行政を推進し、圏域の一体的な発展を目指します。

## 2 諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関すること

### 【経緯】

圏域は、平成12年10月にふるさと市町村圏に選定されたことを受け、平成12年度から平成13年度までの2年間に、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の「諏訪地域ふるさと市町村圏基金」を造成しました。

諏訪広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、圏域の活性化やイメージアップを図るため事業を展開し、圏域全体の振興に努めてきました。

平成23年度には国の広域行政圏施策の廃止に伴い、名称を「諏訪地域ふるさと振興基金」と改め、基金を存続し、圏域の振興整備に充てていくこととしました。

#### ○過去に実施した主な事業

ふるさと振興事業	防災対策事業
・地域づくり事業	・緊急地震速報システム等導入事業
・諏訪ナンバー創設事業	
・生活環境整備事業	

### 【現状と課題】

基金を活用する事業については、社会情勢や圏域の状況などを踏まえ、関係市町村との協議により、圏域にとって必要な事業を実施しています。

諏訪広域連合が展開する事業に対する圏域住民や関係市町村の期待が大きいことから、関係市町村との連携を密にしながら圏域の振興整備につながる事業展開に努めていく必要があります。

また、基金の運用益が減少していることから、財源の確保を図るとともに、計画的に事業を行っていくことが求められています。

#### ○現在の主な事業

ふるさと振興事業	情報ネットワーク事業	防災対策事業
・広域観光調査事業	・L C V - F M 広報事業	・臨時災害放送局開設訓練事業
・婚活支援事業		

### 【今後の方針と施策】

#### □ 関係市町村との連携と計画的な事業展開

圏域の広域的振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に一層努めるとともに、必要な事業を厳選し、関係市町村と連携・協力しながら、効率的かつ計画的に今後の事業を展開します。

■関連資料：31ページ

### **3 救護施設ハケ岳寮の設置、管理及び運営に関すること**

#### **【経 緯】**

昭和43年1月に6市町村共同による福祉施設の運営が検討され、生活保護法の適用を受ける「救護施設」※1の建設が決定されました。

施設を運営するため、一部事務組合の諏訪郡市6市町村救護施設組合が昭和44年5月に設立され、救護施設ハケ岳寮が昭和45年4月に開設されました。

平成10年3月に諏訪郡市6市町村救護施設組合を解散し、同年4月には諏訪広域行政組合に統合され、さらに平成12年7月、諏訪広域連合に移行しました。

平成14年12月には旧施設隣接地に全面改築により新施設が竣工、平成25年4月から新たな事業として居宅生活訓練事業※2に取り組んできました。

施設利用者の定員は、開設当初は50人、昭和47年に100人、昭和51年に124人に増員してきましたが、令和3年4月から120人となりました。

#### **※1 救護施設**

生活保護法第38条の2に基づく保護施設。心身に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活を送ることが困難な方が、健康で安心して生活するための支援を行うことを目的としている。

#### **※2 居宅生活訓練事業**

救護施設に入所している利用者が、アパート等を利用してより地域生活に近い環境のもとで、日常生活や社会資源の利用などの生活訓練を行い、より円滑に居宅生活に移行できるようにするための事業のこと。

#### **【現状と課題】**

現在、120人定員（最大入寮可能数130人）の施設となっていますが、利用者の年齢構成は、65歳以上の割合が63%を占め、平均年齢も68歳と高齢化が確実に進行するとともに、障がいの重度化や多様化も加わり、介護を必要とする利用者が増加しています。一方で、近年は比較的自立度は高いものの集団生活に馴染めない入寮者も多いことから、個々の意向や身体状況、障がいの程度などを総合的に判断し、個々のニーズに合った支援が求められます。

また、救護施設は通過型施設の役割も担っているため、この5年間で35人が適切な施設等（高齢者施設や医療機関に14人、地域に21人）に移行されました。特に平成25年度から実施している居宅生活訓練事業においては、これまでに10人が地域移行を果たしています。今後は、退寮後の地域生活を支える施策として、関係機関と連携した保護施設通所事業※3への取り組みが求められます。

#### **※3 保護施設通所事業**

救護施設退所者を救護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問し生活指導等を実施することで、地域で安定した生活が送れるように支援するための事業のこと。

---

---

○令和2年度の実績（運営状況）

- ・入寮者数 129人（令和3年3月31日現在寮者）
- ・入寮者の平均年齢 67.9歳

## 【今後の方針と施策】

### □ 職員の能力向上

施設利用者の高齢化に伴う障がいの重度化や多様化、さらには身体障害、知的障害、精神障害に該当しないが社会生活に適応できないことによる生活のしづらさを抱える入寮者の増加が見込まれるため「自立している方」、「介護を必要とする方」など、個々の状態に合わせた適切な介護技術や困難ケースへの対応能力の向上を目指します。

### □ 災害時の対応力の強化

災害や感染症の発生時においても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、令和4年度末までに業務継続計画の策定及び定期的な見直し、研修及び訓練を実施します。

### □ セーフティネット機能の強化

円滑な入退寮を促進しセーフティネットとしての機能維持と強化を図るため、介護の必要性の高い利用者の施設移行を積極的に進めるとともに、関係機関と連携した生活困窮者への緊急支援、居宅生活訓練事業の充実及び毎年2名程度を見込む退寮後の利用者に対する生活安定に向けた支援として、保護施設通所事業への取り組みについて検討を行います。

### □ 適切な施設運営の確保

利用者本位の適切な施設運営を確保するため、外部機関による第三者評価の定期的（概ね5年に1回）実施に努めます。

■関連資料：32ページ

## 4 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること

### 【経緯】

圏域の休日及び夜間における入院治療を必要とする救急患者又は重症な緊急患者の医療を確保するため、昭和55年度から二次救急医療※1を病院群が共同連帶して輪番制により行うこととし、その病院運営費の補助事業を実施しています。

#### ※1 二次救急医療

入院治療や緊急手術を必要とする重症患者に対応する救急医療機関のこと。

### 【現状と課題】

現在、岡谷市民病院、諏訪湖畔病院、諏訪赤十字病院、諏訪中央病院、富士見高原病院、諏訪共立病院の6病院において、輪番制により休日及び夜間、圏域内の地域的なバランスに配慮し常時2つの病院で救急医療体制を確保しています。

平成17年度から病院群輪番制病院等の運営費国庫補助の廃止・税源移譲により国・県からの補助金はなくなりましたが、関係市町村の負担金により継続して補助事業を行っています。

輪番制による二次救急医療機関の利用患者数は、近年は概ね14,000人前後で推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しました。

#### ○令和2年度の実績

- ・患者数 8,913人
- ・補助金 33,014,520円
- ・基準単価 休日の昼間・夜間 1病院当たり 35,730円／1日  
土曜日の昼間 1病院当たり 17,865円／1日

### 【今後の方針と施策】

#### □ 二次救急医療体制の確保

二次救急医療体制が円滑に機能し、圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、6病院との連携により医療体制の一層の充実を図るとともに、輪番制により二次救急医療を行っている病院に対して、運営費補助事業を引き続き行っていきます。

#### ■関連資料：33ページ

## 5 諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関すること

### 【経緯】

慢性的な小児科医の不足と二次救急病院への軽症小児患者の集中は、小児科医の過重労働や二次救急病院の本来業務への支障などを生じさせ、小児の救急医療は、体制的な課題を抱えていました。

このことは諏訪医療圏においても例外ではなく、平成17年3月に開催された諏訪小児科談話会において、小児救急体制についての問題点が報告され、諏訪地区小児救急検討会により圏域の小児救急対応について検討が行われています。この検討結果を基に、平成18年3月、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会、諏訪地区小児救急検討会、諏訪地域病院長連合会の連名により、「諏訪地区小児夜間救急センター（仮称）設置の要望書」が諏訪広域連合に提出されました。

諏訪広域連合では、この要望内容を協議した結果、小児夜間救急センターの設置は緊急の課題であるとして、関係市町村で構成する「諏訪地区小児夜間救急センター設置検討委員会」を設け、医師会とともにセンターの開設に向けた検討・準備を行い、平成19年6月、諏訪市四賀に「諏訪地区小児夜間急病センター」を開設しました。

### 【現状と課題】

核家族化や共働き、不規則労働など、子育てにかかる環境が多様化する中にあって、夜間の小児患者に対する医療体制を確保することにより、安心して子育てができる環境を整えるため、諏訪地区小児夜間急病センター運営医師会に当センターの管理・運営を委託し、年中無休で診療を行っています。

少子化の影響もあり、当センターの受診者数は、減少の傾向にあります。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診者数は前年度の3割弱に減少しました。受診患者の減少に比例して診療収入も減少しており、運営を維持するための財政的な負担は増加する傾向にあります。また、圏域で開業する小児科医が増えないことから担当医師の固定化が進み、医師の負担の増加も懸念される状況にあります。圏域の医師会だけでなく、近隣病院の医師の協力を得ることで運営していますが、365日診療体制を維持するための医師確保が運営上の課題となっています。

◇診療科目 小児科（生後3か月～中学生）

※ケガ・やけど・ハチ刺され・誤飲等は診療外

◇診療時間 午後7時～午後9時（受付時間：午後6時30分～午後9時）

○令和2年度の実績

- ・患者数 651人（1日平均1.78人）
- ・委託料 30,832,000円

---

## 【今後の方針と施策】

### □ 医師会と連携した運営

平成19年度に当センターを設置して以来、二次救急病院への軽症患者の集中を抑制するという地域医療体制上の意義と、安心して子育てができる環境の提供という観点から本事業を実施してきました。安定的な運営を維持するためには、財政的な負担の軽減と医師の確保が必要なことから、引き続き医師会等と協議調整を図っていきます。

### ○令和8年度の利用患者数の見込み

年間1,376人

※ 国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（小児人口）及び過去5年の平均利用率に基づく見込み

### ■関連資料：34ページ

## 6 諏訪広域連合の基金の運用に関すること

### 【経緯】

諏訪広域連合は、安定した広域事業を推進するため、各基金を設置し、健全な財政運営に努めてきました。平成26年3月の特別養護老人ホーム恋月荘特別会計の廃止に伴い関連4基金を廃止し、同年4月に新たに総合福祉基金と救護施設八ヶ岳寮福祉基金を設置しました。

### 【現状と課題】

諏訪広域連合は、次の基金を設置しています。

(単位：千円)

基 金 名	令和3年3月末残高
財政調整基金	61,947
総合福祉基金	160,024
退職手当基金	9,948
旧伝染病隔離病舎退職手当基金	1,115
救護施設八ヶ岳寮基金	238,086
救護施設八ヶ岳寮退職手当準備積立基金	40,404
救護施設八ヶ岳寮福祉基金	5,876
介護保険介護給付費準備基金	1,126,607
諏訪地域ふるさと振興基金	1,049,003

上記の基金に関しては、安全で確実、かつ有利な方法で保管し、効率的な運用をしています。しかしながら、金利の変化により各基金から生じる運用益には増減が予測されるため、経済状況の変化には常に注意を払う必要があります。

### 【今後の方針と施策】

#### □ 運用益の確保

各基金に属する資金は、地方自治法等の規定を順守し、引き続き安全で確実、かつ有利な方法により保管し、効率的な運用に努めます。なお、旧伝染病隔離病舎退職手当基金は、令和3年度末に該当職員が退職するため、退職手当の支払いに充てた後に廃止とする予定です。

また、諏訪地域ふるさと振興基金については、その運用益を事業予算に充てており、安定した事業運営のため、年間1,000万円の運用益を確保します。

## **7 介護保険法及び介護保険法施行法の規定に基づく事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること**

### **【経 緯】**

圏域における介護保険制度については、諏訪地域介護保険制度研究部会の検討を経て、平成12年度の制度発足時には介護認定審査会とそれに付随する事務のみを広域実施とし、関係市町村が保険者となりスタートしました。

平成15年度（第2期介護保険事業計画）からは諏訪広域連合が保険者となり介護保険事業を運営することとなりました。

#### **<広域運営の利点>**

- ・圏域住民が、同じ負担で同じ水準のサービスを受けられる。
- ・保険財政基盤が大きくなり、介護保険の運営がより安定する。
- ・事務処理を効率的に行い、経費の削減が図られる。

一方、広域実施に当たっては住民の利便性を低下させないよう、窓口業務、介護認定調査、保険料の徴収事務などは各市町村が行うこととし、諏訪広域連合と関係市町村が連携を図りながら円滑な事業運営に努めてきました。

第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）からは、新予防給付や地域支援事業の導入などによる抜本的な制度見直しにより、各市町村に地域包括支援センターが設置され、予防事業の推進と高齢者が安心して暮らし続けるための新たな事業がはじめました。なお、地域支援事業については、基本的に各市町村の地域特性などを踏まえて実施してきました。

その後、第4期から第7期介護保険事業計画を経て、令和3年3月には令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定しました。

### **【現状と課題】**

第8期介護保険事業計画では、令和7年及び令和22年の超高齢社会像を見据え、地域包括ケアシステム※1のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方とし、サービスの充実及び重点化・効率化と費用負担の公平化を踏まえ運営しています。

また、介護施設の整備を行う場合は、在宅介護重視の基本的な考え方を維持しつつ、特別養護老人ホームの待機者数、保険給付費、保険料負担等を勘案しながら、必要な整備を行っています。

圏域の令和3年4月1日現在の高齢化率は33.4%で、すでに3割以上が高齢者（65歳以上）となり、長野県平均32.5%を上回っています。

平成24年以降、いわゆる団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれ）が高齢者になったことにより、高齢化は急速に進行しています。

特に後期高齢者の増加により今まで以上に要介護認定者が増加し、かつ重度化することが予想されます。

認知症高齢者は、令和3年度において8,391人と見込んでいますが、今後高齢者数の増加や長寿化に伴い、認知症高齢者もますます増加することが見込まれます。

高齢化が急激に進行し、高い高齢化率が長期にわたり継続することが見込まれる中、一人暮らしや高齢者のみの世帯になっても、また認知症や重度の要介護者になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けることができる仕組みづくりや計画的な基盤整備の促進などが重要かつ喫緊の課題となっています。

また、サービス提供事業者においては、介護に従事する人材の不足により、サービスの利用定員を充足できず、利用受入を制限している状況も見受けられるなど、介護従事者の確保が全国的にも課題となっています。

介護従事者の定着や人材の掘り起こしは、介護サービスの維持や介護保険制度の持続性においても肝となる部分であり、介護そのもののイメージアップ、改善等に向けた早急な対応が必要です。

#### ○令和2年度の実績

・高齢者人口(65歳以上)	63,299人
・要支援・要介護認定者	11,242人
・保険給付費	17,847,011,947円
・地域支援事業費	1,148,067,916円

#### ※1 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域の包括的な支援サービスの体制のこと。

### 【今後の方針と施策】

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)の超高齢社会像を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進をめざし、諏訪広域連合と関係市町村が連携し介護保険事業を推進することが重要になります。

#### □ 的確なニーズの把握

介護保険事業計画※2の策定に際しては、高齢者等実態調査や介護支援専門員・介護サービス事業者への調査結果などから介護サービスや地域支援事業の利用、提供等の現状やニーズを的確に把握分析し、今後どのような介護サービスや諸施策がどのくらい必要となりどのように実施することが望ましいかなどを長期的な視点も踏まえて推察し、関係市町村の保健福祉施策や医療機関等と十分に連携しながら、介護保険事業の適切かつ健全な運営に努めます。

#### □ 介護従事者の確保

「広報すわこういき」、「ホームページ」を活用し、定期的に介護職場の様子や従事されている方の「やりがい」や「魅力」などを掲載し、介護の職場や従事者のイメージ改善を図るとともに、介護に関する圏域住民向けのイベント「介護フェスタ」を開催し、介護をより身近に感じていただく機会を提供するなど、県・関係機関と連携・協力し、進めていきます。

---

## ○第8期介護保険事業計画における高齢者人口等の推計

令和7年度

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ・高齢者人口(65歳以上) | 62,826人 (高齢化率33.5%) |
| ・要支援・要介護認定者   | 12,495人             |

令和22年度

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ・高齢者人口(65歳以上) | 60,515人 (高齢化率38.6%) |
| ・要支援・要介護認定者   | 14,136人             |

## ※2 介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置付けられる。介護保険の給付の給付等対象サービスの種類や各サービス料の見込を定めるとともに、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるもの。計画期間は3年間。

■関連資料：35ページ、36ページ

## **8 障害支援区分審査会の設置及び運営に関すること**

### **【経緯】**

平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がいの程度に応じた区分を設定し、障害福祉サービスの必要性を審査判定するための障害程度区分審査会を設置することとなりました。

圏域では、身体・知的・精神の各障がいの有識者からなる審査委員の確保や、効果的、効率的な審査会の運営などを理由に関係市町村が個々に審査会を設置せず、平成18年4月から諒訪広域連合に障害程度区分審査会を設置しました。

平成25年に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、「障害程度区分」の名称も「障害支援区分」と改められるとともに、審査判定基準の見直しも行われました。

### **【現状と課題】**

障害支援区分審査会は、関係市町村が行う調査に基づく一次判定結果と、医師の意見書により、身体・知的・精神の各障がいに精通する保健、医療、福祉分野の14人の有識者が二つの合議体を構成し、中立かつ公平、公正な立場で審査判定を行っています。

#### ○令和2年度の実績

- ・審査判定件数 285件

### **【今後の方針と施策】**

#### 適正な審査判定

関係市町村と連携し、審査会における審査判定が一層的確になるよう調査内容の精度を高めるとともに、障害支援区分のより適正な審査判定を目指します。

#### ■関連資料：37ページ

## 9 消防に関すること

### (消防団長の任免並びに消防団、消防水利施設、その他関係団体の予算及び決算に関する事務を除く。)

#### 【経 緯】

圏域における消防体制は、圏域住民の一層の安心、安全の確保に努めるため、平成11年4月に諏訪広域消防本部として広域化されました。

平成18年6月に消防業務の広域化を推進するため「消防組織法」が一部改正され、これに基づき長野県が策定した「長野県消防広域化推進計画」により、平成20年9月から中南信地域の7消防本部が広域化を前提として協議を進めましたが、時期尚早との理由により、平成23年3月に協議の休止が決定し、広域化は実現しませんでした。

諏訪広域連合では、この休止を受け長年の課題であった広域消防体制の一元化を図るため、平成23年12月に一元化検討組織を立ち上げ、平成25年8月、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター※1整備を含めた「諏訪広域消防本部一元化実施計画」を策定し、平成27年4月に新たな諏訪広域消防体制がスタートしました。

#### ※1 高機能消防指令センター

最新のデジタル技術と通信網を駆使し、迅速な災害場所の特定、出動車両位置をリアルタイムで把握、災害現場直近の消防隊を自動選別することにより出動時間の短縮及び少人数で様々な災害に対応することが可能なシステムを備えた消防指令センターのこと。

#### 【現状と課題】

広域消防を取り巻く状況は、都市構造及び生活環境の変化に加え、自然災害が大規模化かつ激甚化の様相を呈し、さらには新型コロナウイルス感染症対応など、消防に対する住民の期待が益々高まり、一層の体制強化が求められています。

また、急速な高齢化の進展、人口減少、社会情勢の変化、加えて厳しい財政状況などに対応し、圏域住民の安全・安心を確保するため、将来の消防体制の在り方について研究・検討する必要があります。

予防業務については、圏域住民を火災から守るため、重大違反対象物※2をはじめとする防火対象物立入検査による違反是正の更なる指導強化及び違反対象物に対する適正な事務執行等、職員の専門的な知識が求められています。

救急業務については、近年の出動件数の増加に加え、高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行による環境や生活様式の変化等、多様化した救急需要に対し、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかが主要な課題となります。

救助業務については、八ヶ岳連峰などの山岳や諏訪湖及び流入河川において、遭難者や水難者の増加傾向が続き、消防機関における山岳救助及び水難救助の体制強化並びに関係機関との連携強化が求められています。

通信指令業務については、指令システム等を無停止運用するため、機器等の保守点検及び部品の定期交換等の適切な維持管理が課題です。今後、通信インフラの更新に合わせた指令システム等の更新及び改修作業も必須となることから、多額な予算が必要となり、国、

---

県からの支援や共同化なども課題となります。

また、通信指令員の技術向上を図り、119番の受付から迅速な出動指令及び誤指令の防止、出動隊への的確な指令を行うことが求められています。

#### ※2 重大違反対象物

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない不特定多数の方が利用する建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていない消防法令違反の建物のこと。

#### ○令和2年度の実績（出動件数）

- ・火災件数 68件
- ・救急件数 7, 654件
- ・救助件数 100件

### 【今後の方針と施策】

#### □ 消防体制の充実・強化

圏域の消防・防災の中核組織として、あらゆる災害に的確に対応できる職員の教育及び訓練の実施等により、消防体制の充実強化を図るとともに、将来の消防体制の在り方について研究・検討します。また、女性職員の積極的な採用とその職域拡大に努めます。消防団をはじめとした関係機関との連携協力を強化し、圏域住民のさらなる信頼を得るため、以下の取り組みを通じて一層の体制の充実を図ります。

予防業務については、職員の専門知識の習得及び養成を更に推進し、重大違反対象物の違反是正、違反対象物公表制度※3に基づく警告・命令体制の強化に努めます。また、ＩＣＴ機器等の導入による、火災調査等の業務効率化について、国、県の動向を注視し検討します。

救急業務については、医療機関との連携強化により、救急活動の効率化を推進し、傷病者の後遺症の軽減や救命率の向上に努めるとともに、活動時間を短縮するなど、効果的な部隊運用により、多様化する救急需要に適切に対応するよう努めます。

救助業務については、実災害に即した広域的な連携訓練において、関係機関と緊密な連携を図り、大規模災害や特殊災害に対応すべく活動体制の充実強化を推進します。

通信指令業務については、通信指令システムの保守点検及び部品の定期交換等を行い、適切に維持管理するとともに、機器の更新計画では、消防指令システムの共同整備、共同運用について、国、県の動向を注視し検討します。また、一連の業務を遂行する通信指令員の技術の向上を推進します。

#### ※3 違反対象物公表制度

建物の利用者の方が、自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災危険性に関する情報（重大な消防法令違反）をホームページで公表する制度のこと。

#### ■関連資料：38ページ、39ページ

## **10 行政不服審査会の設置及び運営に関すること**

### **【経緯】**

改正行政不服審査法が平成28年4月から施行され、新たに審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続が導入されました。市町村では、法の規定に従い第三者機関である行政不服審査会を設置し、審査庁の裁決の妥当性を諮問することとなりました。

圏域では、公正性や透明性をより確保するため、また効率的な審査会の運営などを理由に、諏訪広域連合に行政不服審査会を共同設置しました。

また、関係市町村がそれぞれ構成団体となっている8つの一部事務組合についても、事務委託により共同設置する行政不服審査会で審査することとし、諏訪広域連合を含め、合計15団体を対象に、その諮問手続を担うこととなりました。

#### ○行政不服審査会で対応する地方公共団体（15団体）

- ・諏訪広域連合
- ・関係市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）
- ・一部事務組合（湖周行政事務組合、湖北行政事務組合、諏訪市茅野市衛生施設組合  
諏訪中央病院組合、南諏訪衛生施設組合、諏訪南行政事務組合、  
白樺湖下水道組合、諏訪広域公立大学事務組合）

### **【現状と課題】**

審理の公正性や透明性を高めるため、行政不服審査会への諮問手続等の制度がスムーズに運営できるよう努めています。

### **【今後の方針と施策】**

#### 公正・公平な運営

審査庁の裁決の妥当性を、第三者の公正・公平な視点でチェックできるよう、適正な行政不服審査会の運営を目指します。

# 11 ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務について

## 【経緯】

ごみ処理にかかるダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策が求められる中、適正なごみ処理を推進するにあたり、平成10年に圏域内のごみ焼却施設を集約していくための基本的な方向を示した「諏訪広域行政圏ごみ処理広域化計画」を策定しました。

その後、家電リサイクル法（平成10年）、循環型社会形成推進基本法（平成12年）などが公布されたことを受け、圏域における循環型社会の構築に向け、県のごみ処理広域化計画に基づき平成14年に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定しました。

また、平成17年度には廃棄物処理関係施設の整備に関する国の制度改正により、補助金から交付金制度に改められたことから、施設の設置基準等が見直され、資源循環やエネルギー循環を一層進めるとともに環境負荷低減、圏域内での合意形成への配慮などが強く求められることとなりました。

ごみ処理施設の整備については、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、第3次広域化計画でごみ処理施設一本化に向け検討してきましたが、いずれの市町村にも処理能力300トン級の適地選定は困難であること、アクセス道路の混雑解消が避けられないことなど様々な課題があったため、施設の一本化については見直し、茅野市・富士見町・原村で構成する諏訪南行政事務組合の諏訪南清掃センターと、岡谷市・諏訪市・下諏訪町で構成する湖周行政事務組合の諏訪湖周クリーンセンターの2施設でそれぞれ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等を策定し、整備・運用を進めていくことになりました。

## 【現状と課題】

関係市町村では、それぞれ、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組んでいますが、より効率的に推進するためには、ごみの分別収集方法の統一や家庭ごみの有料化、収集拠点の整備などについて広域的に取り組む必要があります。

圏域内のごみ焼却は、諏訪南清掃センターと諏訪湖周クリーンセンターの2施設で処理を行っており、それぞれの一部事務組合で運営を行っています。また、焼却灰を処理する最終処分場については、湖周行政事務組合では諏訪市内に建設することになっており、諏訪南行政事務組合でも今後候補地を選定することになっています。

## 【今後の方針と施策】

### □ 情報共有と連携

長野県廃棄物処理計画（第5期）を踏まえ、県、関係市町村及び一部事務組合と情報を共有し、連携を図りながらごみの減量化と課題の解決に向け、必要に応じて連絡調整を行います。

## **12 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務に関する事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること**

### **【経 緯】**

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、人口減少、少子高齢化、高度情報化等が急速に進展するなか、圏域住民のニーズも高度・多様化しています。

地方分権の推進により、国から地方への権限移譲が進められ、地方自治は新しい時代を迎えるとともに、地域における様々な課題は自主的・主体的に解決できる能力が求められてきました。

このような状況に適切に対応し、圏域市町村職員の職務遂行能力はもとより、政策立案能力の向上など、資質向上を目的として、個々の市町村では実施が難しい専門的な研修や、広域で実施することにより研修効果が高まることが期待できるカリキュラムなどを中心に、平成13年度から職員共同研修を実施してきました。

### **【現状と課題】**

市町村では、職員の能力開発と資質向上のため、多様な研修機会を設けるなどして人材育成に努めています。職員共同研修は、関係市町村が主催する研修との調整を図りながら、その時々の職員ニーズに即した研修を取り入れることで更なる職員の資質向上を図っています。また、各市町村の職員が集まり、共に研鑽することを通じて情報交換や情報共有が進み、職員間の交流へと繋げることも目的の1つとしています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、職員を集めた対面研修を開催することができませんでした。こうした状況下においても、市町村間の情報交換を担保しつつ、研修効果を低下させない研修のあり方を検討する必要があります。

#### **○令和2年度共同研修の実施状況**

- ・講座数 7講座（コロナ禍により開催中止）
- ・代替研修 WEB動画配信 1講座、テキスト貸出 2講座

### **【今後の方針と施策】**

#### **□ 時代に即した研修の実施**

職員共同研修は、関係市町村の研修の状況とニーズの変化を的確に把握し、時代に即した研修を取捨選択しながら実施します。特に、地方創生の取り組みや行政のデジタル化に向けた動きは、職員にこれまでと異なる資質を求めるにつながることから、関係市町村と調整のうえ対応を図っていきます。また、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として一部研修で試行したWEB方式の研修を活用するなど、参加しやすく効率的な研修方法の研究を進めていきます。

関係市町村職員間の交流については、職員の能力開発と資質向上に寄与するとともに、関係市町村の相互理解につながることから、さらなる推進を検討します。

#### **■関連資料：40ページ**

# 13 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

## 【経緯】

昭和61年に第三セクターの（株）諏訪広域総合情報センタ（以下「情報センタ」という。）が設立され、行政事務の共同電算処理を開始してから30年余りが経過しました。

この間、国の情報化施策の推進により、平成14年8月に住民基本台帳ネットワークがスタートし、国・県・市町村を結ぶ総合行政情報ネットワーク（LGWAN）が構築されました。また、諏訪広域連合・関係市町村と情報センタを結ぶ諏訪広域圏ネットワークを整備し、市町村事務における情報化の推進と各分野の行政情報システムの共同化（共同処理・共同利用）などを進めてきました。

諏訪広域連合では、平成19年に情報政策課を設置し、平成20年に諏訪地域行政情報化推進委員会設置要綱を改正して、関係市町村と情報センタとの連絡調整などを行うとともに、行政情報システムの共同化の推進を図ってきました。

## 【現状と課題】

平成27年10月から社会保障・税番号（マイナンバー）制度が施行され、それに伴うシステム改修やセキュリティ対策を実施しています。

また、国の法令や制度改正に伴うシステム改修やセキュリティ対策を進めており、平成29年度には自治体情報セキュリティ強靭化、県セキュリティクラウドへの接続により、強固なセキュリティシステムを構築しています。

平成30年度にはコンビニ証明書交付システムの共同構築、令和元年度には第4次LGWANへの切替え、令和2年度には最新版の住民行政システム※1及び人事給与システムが運用開始、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、ワクチン接種事業等様々な対応を実施しています。

引き続き、更なる行政サービス向上のためのデジタル化推進、共同化による合理化などを進めていく必要があります。

### ○令和2年度 主な共同化実績

- ・デジタル手続法関連、戸籍法改正に伴うシステム改修
- ・国保被保険者証と高齢受給者証一体化対応システム改修
- ・特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金対応システム改修

### ○令和2年度 共同化による費用削減効果

- ・11システム 約18,890,000円（11.4%）減

#### ※1 住民行政システム

住民を対象とした行政の主要な業務の大部分が含まれているシステム（基幹系システム）。関係市町村で共同構築しており、6年に1度更改している。

---

## 【今後の方針と施策】

### □ 行政サービス向上のためのデジタル化・合理化推進

社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対応したシステム改修やセキュリティ対策を進めるとともに、デジタル庁の設置やDXの推進などによる行政サービスのデジタル化やスマート自治体※2の実現に向け、関係市町村、情報センタと連携し、令和2年度に設置した諒訪地域行政情報化推進委員会の業務改革分科会を活用して、迅速で緊密な連絡調整を行っていきます。

### □ 標準化に向けた対応

国の指針により、令和7年度末を期限として住基、税、福祉など17の基幹業務システムの標準化が行われ、全自治体がこれを活用することが示されたため、その対応を進めていきます。

#### ○令和4年度から令和8年度までの主なシステム更改等の予定

- ・介護保険システム
- ・生活保護システム
- ・図書館ネットワークシステム
- ・自治体情報セキュリティ強靭化システム
- ・住基ネットシステム
- ・戸籍システム
- ・基幹系システム
- ・人事給与システム
- ・ＳＷＮ機器※3

#### ※2 スマート自治体

AI（人工知能）等のデジタル技術を活用し、自治体の事務処理の自動化や、業務の標準化等を行い、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと。

#### ※3 ＳＷＮ

ＳＷＮ（エス・ダブリュ・エヌ）とは、関係市町村と情報センタを結ぶ諒訪広域ネットワーク（通称諒訪ワン）のこと。

#### ■関連資料：41ページ

## **14 広域的課題の調査研究に関すること**

### **【経緯】**

諏訪広域連合の設立以来、住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるため、諏訪広域連合規約第4条第14号に掲げられている広域的課題の調査研究に取り組んできました。併せて、関係市町村が抱える広域的課題についても、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて調査研究を行ってきました。

### **【現状と課題】**

住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるため、広域的な課題についての調査研究に継続的に取り組み、さらに魅力ある一体的な地域づくりを進める必要があります。

近年、住民ニーズも多様化・高度化してきており、市町村の枠を越えて広域的な視点で取り組むことが必要な課題は今後ますます増加すると考えられます。このような新たな広域的課題についても、積極的に調査研究を行う必要があります。

さらに、将来的な広域行政や広域連合のあり方も含めて検討する必要があります。

### **【今後の方針と施策】**

#### **□ 広域的課題の調査研究**

諏訪広域連合規約第4条第14号に掲げられている下記の広域的課題について、引き続き調査研究を進めます。

- (1) 地方分権に関すること。
- (2) 地域情報化の推進に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (5) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (7) 諏訪湖浄化の推進に関すること。
- (8) その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。

また、関係市町村が抱える広域的な課題についても、協議を必要とするものについては、関係市町村との連絡調整を行いながら調査研究を進め、課題解決に向けた取り組みを行います。

---

## 15 広域計画の期間及び改定に関すること

### 【経 緯】

地方自治法第291条の7の規定により、広域連合は議会の議決を経て広域計画を策定することとされています。

諏訪広域連合の広域計画は平成13年度から始まり、第4期計画まで策定しました。

#### ○計画期間

- ・第1期 平成13年度～平成18年度
- ・第2期 平成19年度～平成23年度
- ・第3期 平成24年度～平成28年度
- ・第4期 平成29年度～令和3年度

### 【現状と課題】

広域計画は、広域連合の処理する事務事業について方針を示すものであり、計画に基づき各種事業が行われます。

社会情勢の変化や法令改正、その他関係市町村との協議などにより、広域計画の見直しが必要となる場合があります。

### 【今後の方針と施策】

第5期となる本広域計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、事務の追加等変更が生じた場合は、議会の議決を経て隨時改定していくこととします。

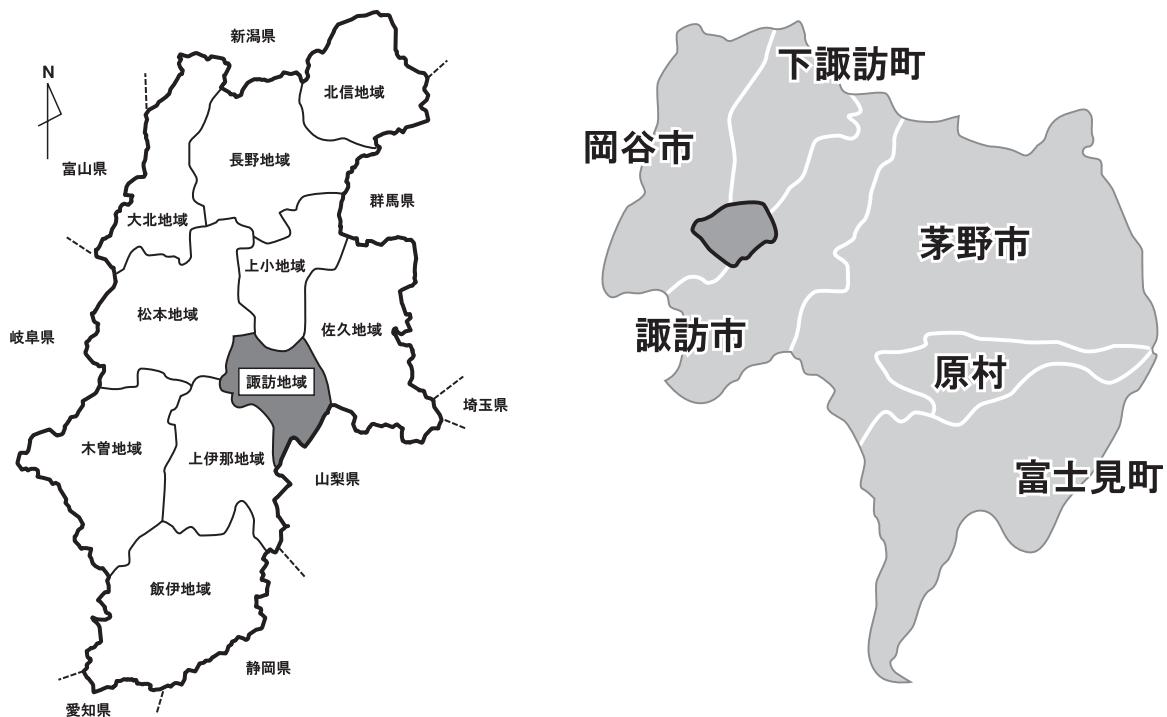
---

---

# 資 料 編

# 諏訪広域圏の位置及び地勢

## ■ 地勢諏訪圏域の位置



## ■ 地勢

当地域は、長野県、広くは日本列島のほぼ中央に位置し、東経138度から138度24分、北緯35度48分から36度10分の範囲にあり、東西約35km、南北41km、周囲150kmで、面積は715.75km<sup>2</sup>、標高は諏訪湖で759m、最も高い八ヶ岳の主峰赤岳で2,899mあります。

周囲を山に囲まれ、諏訪湖を中心とする2市1町と、八ヶ岳山麓に広がる1市1町1村により盆地を形成し、その形状はフォッサマグナ（糸魚川・静岡構造線）を西端とし、それと平行に走る東端の断層との間の地溝帯にできた構造盆地であり、北西から南東方向にかけて細長く伸びています。

諏訪湖は諏訪盆地の北西に位置し、上川、宮川、砥川、横河川等の各水系が流入し、長野県一の大きな湖です。諏訪湖を中心とする平坦地は、湖に流入する河川の土砂によってできた沖積地で、河口では三角州上の地形をつくっています。

一方、八ヶ岳山麓は緩やかに傾斜した広々とした平地で、その中に集落が形成され、耕地が開け、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。

気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、四季の変化に富んでいます。

また、地域内の高原には、多様な動植物が豊かに生息分布していることも特性となっています。

## 関係市町村の概要

### ■ 面積・人口・世帯数

(単位：人、世帯)

市町村名	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
岡谷市	52,841	19,501	50,128	19,100	47,790	19,274
諏訪市	51,200	20,444	50,140	20,401	48,729	20,776
茅野市	56,391	21,687	55,912	22,301	56,400	23,848
下諏訪町	21,532	8,361	20,236	7,946	19,155	7,847
富士見町	15,338	5,634	14,493	5,396	14,084	5,610
原村	7,573	2,568	7,566	2,673	7,680	2,895
諏訪地域計	204,875	78,195	198,475	77,817	193,838	80,250
長野県計	2,152,449	794,461	2,098,804	807,108	2,048,011	832,097

人口・世帯数 平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年国勢調査結果

### ■ 地目別面積

(単位 : km<sup>2</sup>)

市町村名	総面積	田	畠	宅地	山林	原野	その他
岡谷市	85.10	1.05	2.47	7.41	22.86	5.71	45.60
諏訪市	109.17	5.30	3.54	8.29	40.08	12.79	39.91
茅野市	266.59	17.64	10.61	15.76	69.71	79.60	73.27
下諏訪町	66.87	0.63	0.96	2.87	35.29	7.55	19.57
富士見町	144.76	12.72	7.05	8.20	59.95	14.18	42.66
原村	43.26	6.94	6.24	4.33	2.75	7.78	15.22
諏訪地域計	715.75	44.28	30.87	46.86	230.64	127.61	236.23

総面積については国土地理院公表「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

# 諏訪地域広域行政機構の主なあゆみ

## ■ 機構の変遷

- 諏訪地域広域市町村圏事務組合（昭和47年9月22日設立）
- 諏訪広域行政組合（平成10年4月1日改称、平成12年6月30日解散）
- 諏訪広域連合（平成12年7月1日設立）

## ■ 主なあゆみ

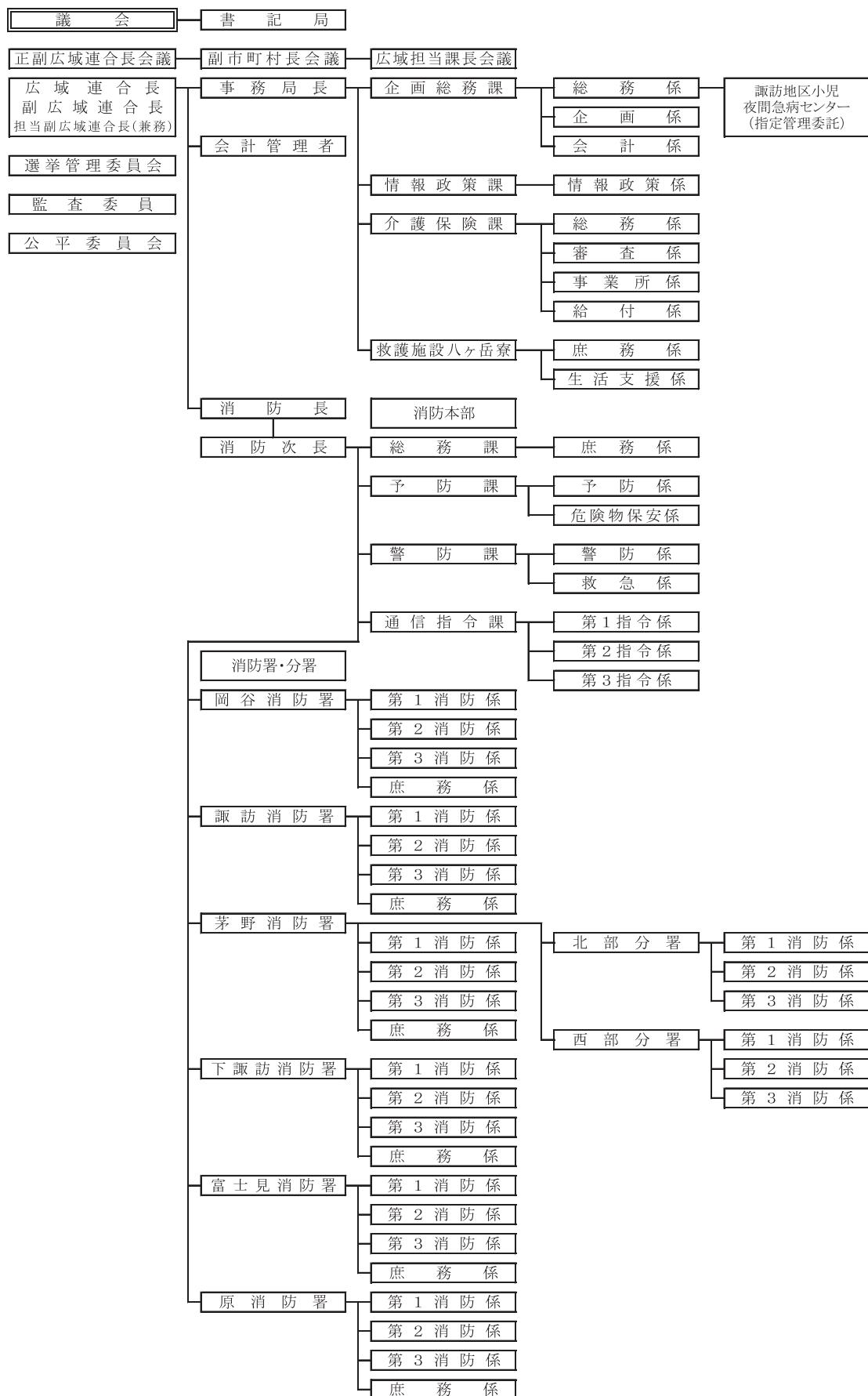
昭和47年 9月	諏訪地域広域市町村圏事務組合設立（6市町村）
48年 3月	諏訪地域広域市町村圏計画策定（昭和48年度～昭和60年度）
49年 6月	特別養護老人ホーム恋月荘開設（100床）
55年 4月	特別養護老人ホーム恋月荘増設（計130床）
55年 7月	病院群輪番制病院運営費補助事業開始
57年 3月	諏訪地域新広域市町村圏計画策定（昭和57年度～平成3年度）
59年 9月	諏訪広域テレトピア基本計画策定
60年 3月	テレトピアモデル都市指定（諏訪地域）
60年12月	放送大学諏訪地区学習センター開校
61年 2月	東京理科大学短期大学誘致期成同盟会設立 平成2年4月 同校開校 〃 4年5月 同上期成同盟会解散
61年 4月	(株)諏訪広域総合情報センタ（第3セクター法人）設立
63年 2月	リニア中央エクスプレス建設促進諏訪地区期成同盟会設立
平成 2年12月	諏訪地域広域市町村窓口事務協議会設立 広域窓口事務システム業務開始
4年 3月	諏訪地域広域行政圏計画策定（平成4年～平成13年）
5年11月	地方分権特例制度（パイロット自治体）第1次指定
7年 4月	図書館情報ネットワークシステム稼働
8月	広域市町村圏災害時の相互応援協定締結
8年 1月	広域消防検討会議設置
8月	東京理科大学諏訪短期大学4年制改組期成同盟会設立
9年 4月	諏訪広域圏一部事務組合統合推進委員会設置
6月	諏訪地域情報公開研究委員会設置 諏訪地域広域行政推進研究会設置

平成 9年 9月	諏訪地域ごみ問題等研究部会設置
	諏訪地域介護保険制度研究部会設置
10年 4月	「諏訪郡市6市町村救護施設組合」及び「諏訪地域伝染病施設組合」を解散し、「諏訪地域広域市町村圏事務組合」へ統合 「諏訪広域行政組合」に名称変更
8月	諏訪広域圏ごみ処理広域化計画策定
10月	介護認定準備室設置（茅野市役所内） 諏訪地域行政情報化推進委員会設置
12月	諏訪地域広域連合研究部会設置
11年 1月	広域消防準備室設置（岡谷消防署内）
3月	伝染病隔離病舎廃止
4月	諏訪広域消防発足（消防本部岡谷消防署内に設置）
10月	介護認定審査業務開始
12年 1月	広域連合設立準備室設置
2月	諏訪広域連合設立準備委員会設置
6月	諏訪広域行政組合を解散（6月30日）
7月	諏訪広域連合設立（7月1日広域連合長選挙、発足式）
10月	ふるさと市町村圏に選定
13年 3月	諏訪広域連合広域計画策定（平成13年度～平成18年度）
8月	救護施設八ヶ岳寮全面改築工事起工
14年 1月	広域連合シンボルマーク・キャッチフレーズ制定
3月	諏訪地域ふるさと市町村圏計画策定（平成14年度～平成23年度） 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
12月	救護施設八ヶ岳寮全面改築工事竣工
15年 3月	第2期介護保険事業計画策定（平成15年度～平成17年度）
4月	介護保険全面共同実施
17年 2月	諏訪広域活力創生研究部会設置
18年 3月	第3期介護保険事業計画策定（平成18年度～平成20年度） 諏訪地区小児夜間急病センターの設置決定
18年 4月	障害程度区分審査会設置
19年 3月	諏訪広域連合広域計画策定（平成19年度～平成23年度）

平成 19 年 4 月	情報政策課（情報政策係）新設
5 月	収入役廃止にともない会計管理者を設置
6 月	諏訪地区小児夜間急病センター開所、業務開始
21 年 3 月	第 4 期介護保険事業計画策定（平成 21 年度～平成 23 年度）
23 年 12 月	広域消防体制一元化の検討組織立上げ
24 年 3 月	第 5 期介護保険事業計画策定（平成 24 年度～平成 26 年度）
	諏訪広域連合広域計画策定（平成 24 年度～平成 28 年度）
26 年 4 月	特別養護老人ホーム恋月荘を長野県厚生農業協同組合連合会へ移管
26 年 10 月	諏訪広域消防本部・岡谷消防署庁舎竣工
27 年 3 月	第 6 期介護保険事業計画策定（平成 27 年度～平成 29 年度）
4 月	広域消防体制一元化開始
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター運用開始
28 年 4 月	諏訪広域連合行政不服審査会設置
29 年 3 月	諏訪広域連合広域計画策定（平成 29 年度～令和 3 年度）
30 年 3 月	第 7 期介護保険事業計画策定（平成 30 年度～令和 2 年度）
31 年 3 月	諏訪広域連合公共施設等総合管理計画策定（令和元年度～令和 10 年度）
令和 2 年 4 月	救護施設八ヶ岳寮創立 50 周年
3 年 3 月	諏訪広域連合公共施設等個別施設計画策定（令和 3 年度～令和 12 年度）
	第 8 期介護保険事業計画策定（令和 3 年度～令和 5 年度）
	消防無線・指令システム部分更新竣工
4 年 3 月	諏訪広域連合広域計画策定（令和 4 年度～令和 8 年度）

# 諏訪広域連合機構図

令和4年4月1日



## 諏訪地域ふるさと振興基金事業

項目	事業名	内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ふるさと振興事業	講演会	地域振興に関する講演の実施 (平成13年度に実施)					
ふるさと振興事業	親子探検ツアー	圏域内の親子を対象とした体験型イベントの実施 (平成13年度に実施)					
ふるさと振興事業	地域づくり事業 (イベント)	圏域内の各種団体や農業・観光・商業・環境関連企業等が、日頃の活動・研究の成果をブース出展により、圏域住民に紹介。演奏会、フォーラム、ものづくり体験、物産配布等併せて実施 (平成13~18年度に実施)					
ふるさと振興事業	ガイドブック 作成事業	圏域内の博物館や歴史的遺跡など公共施設を紹介したガイドブックの作成 (平成14年度に実施)					
ふるさと振興事業	生活環境整備事業	圏域内の学校や公共施設に花の苗を配布 (平成14年度~令和元年度)	○	○	○	○	
ふるさと振興事業	諏訪ナンバー 創設事業	地域振興や観光振興等の観点から、諏訪圏域の知名度向上のためご当地ナンバーを創設 (平成16年度~20年度に実施)					
ふるさと振興事業	広域観光調査事業	御柱祭に伴う観光実態を把握し、広域観光促進の検討資料とするための調査を実施	○				
ふるさと振興事業	婚活支援事業	少子化・定住促進対策として婚活イベントを実施し、出会いの場を提供	○	○	○	○	*1
ふるさと振興事業	スポーツ振興 補助金	6市町村の住民で構成されるスポーツ団体で、圏域の活性化につながる大会等に参加する際に要す経費に対し補助金を交付	○	○	○	○	*1
情報ネットワーク事業	ホームページ用 サーバー管理	広域連合で運営管理するホームページ用サーバーの維持管理	○	○	○	○	○
情報ネットワーク事業	L C V-F M 広報事業	県と6市町村の行政情報をL C V-F Mを活用した広報業務の実施	○	○	○	○	○
情報ネットワーク事業	L G W A N 接続事業	L G W A N (総合行政ネットワーク)の接続団体としての更新を高度情報化事業と位置づけ実施 (平成24年度、平成27年度に実施)					
防災対策事業	衛星携帯電話 導入事業	災害時のホットライン確保のため、行政機関や基幹病院に衛星携帯電話を配備 (平成21年度に実施)					
防災対策事業	緊急地震速報 システム 導入事業	関係市町村、広域連合の公共施設に緊急地震速報システム機器の整備を実施 (平成18~20年度に実施)					
防災対策事業	サイマル化放送 施設整備事業	地震や風水害に対応するため、L C V-F Mを利用したサイマル化放送施設の整備を実施 (平成27年度実施)					
防災対策事業	災害時F M放送 施設整備事業	地震や風水害に対応するため、FM音声割り込み設備整備を実施	○				
防災対策事業	臨時災害放送局 開設訓練事業	諏訪地域が被災した場合の情報伝達手段の確立のため、6市町村と(株)L C Vによる災害時対応訓練 (平成29年度から隔年で実施)		○		○	

\*1 新型コロナウイルス感染症対策実施により未実施

## 事業実績

### 救護施設ハケ岳寮 施設利用者の状況

■ 施設利用者数 (利用者定員 120人) ※1								(単位:人)
年齢区分 年度	~39 歳	40~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80歳 ~	合計
平成 28 年度末	0	32	16	44	17	8	13	130
平成 29 年度末	0	30	12	38	26	10	13	129
平成 30 年度末	1	29	16	33	28	9	15	130
令和元年度末	1	24	19	25	32	12	14	128
令和 2 年度末	1	24	22	19	36	14	13	129

※1 定員が100人を超える場合、定員に加え最大10人までの入寮が可能です。

■ 市町村別人数								(単位:人)
市町村 年度	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	圏域外	合計
平成 28 年度末	28	16	21	5	4	4	52	130
平成 29 年度末	27	17	22	5	4	4	50	129
平成 30 年度末	27	16	21	5	4	4	53	130
令和元年度末	25	15	23	5	3	4	53	128
令和 2 年度末	22	15	23	6	3	4	56	129

退所区分 年度	高齢者 施設等	医療機関	地域移行		死亡	合計
			居宅訓練	自力		
平成 28 年度末	1	1	1	5	4	12
平成 29 年度末	4	1	1	5	4	15
平成 30 年度末	1	1	0	3	4	9
令和元年度末	3	0	2	3	7	15
令和 2 年度末	2	0	0	1	6	9
合 計	11	3	4	17	25	60

## 病院群輪番制病院運営費補助事業の実績

### ■ 病院別補助金額

(単位 : 円)

病院名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岡谷市民病院	5,863,320	5,855,420	5,934,935	5,961,900	5,931,180
諏訪湖畔病院	6,165,370	6,157,980	6,166,630	6,229,650	6,199,155
諏訪赤十字病院	7,480,175	7,492,805	7,485,505	7,693,350	7,521,165
諏訪中央病院	7,480,175	7,492,805	7,485,505	7,550,550	7,521,165
富士見高原病院	4,353,070	4,360,420	4,366,545	4,408,950	4,376,925
諏訪共立病院	1,492,480	1,495,000	1,497,100	1,499,400	1,464,930
合計	32,834,590	32,854,430	32,936,220	33,343,800	33,014,520

### ■ 基準単価（1病院当たり1日）

(単位 : 円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
休日の昼間・夜間	35,535	35,595	35,645	35,700	35,730
土曜日の昼間	17,770	17,800	17,825	17,850	17,865

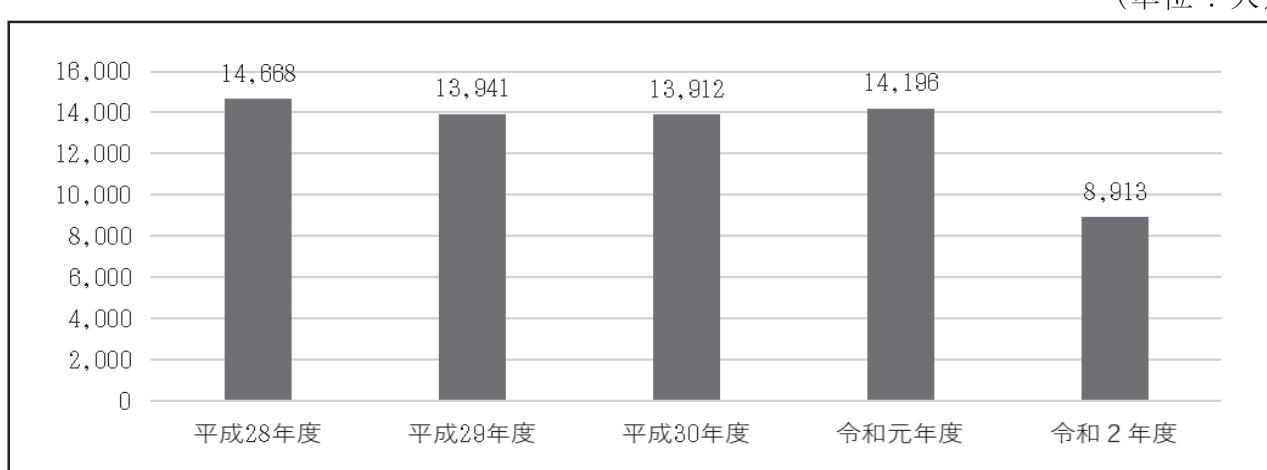
### ■ 病院別患者数

(単位 : 人)

病院名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岡谷市民病院	2,269	2,152	2,271	2,303	1,421
諏訪湖畔病院	169	140	165	164	91
諏訪赤十字病院	4,382	4,029	4,128	4,302	2,888
諏訪中央病院	6,408	6,311	6,096	6,113	3,811
富士見高原病院	1,227	1,148	1,120	1,172	632
諏訪共立病院	213	161	132	142	70
合計	14,668	13,941	13,912	14,196	8,913

### ■ 年間患者数の推移

(単位 : 人)



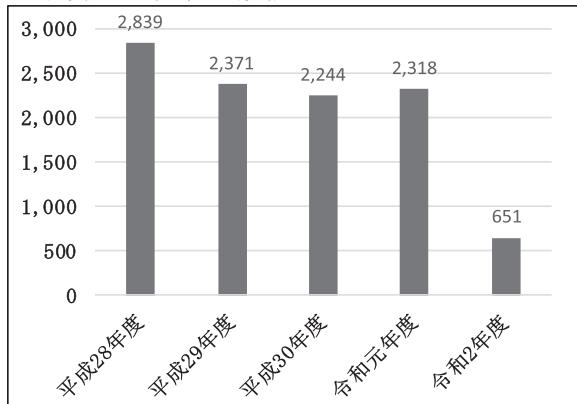
## 諏訪地区小児夜間急病センター 患者数の推移

### ■ 市町村別

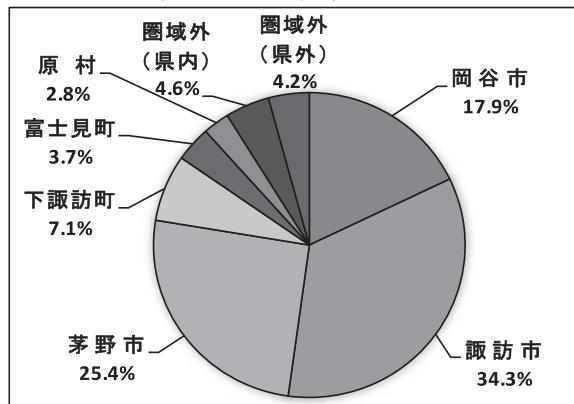
(単位：人)

市町村	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5年間計
岡谷市	463	453	380	436	131	1,863
諏訪市	979	780	817	792	207	3,575
茅野市	767	601	565	572	146	2,651
下諏訪町	199	163	169	150	56	737
富士見町	111	97	64	86	31	389
原村	60	61	73	72	22	288
圏域小計	2,579	2,155	2,068	2,108	593	9,503
圏域外（県内）	136	108	84	104	47	479
圏域外（県外）	124	108	92	106	11	441
合計	2,839	2,371	2,244	2,318	651	10,423
1日平均	7.78	6.50	6.15	6.33	1.78	5.71

### ○年度別患者数の推移



### ○5年間の市町村別患者数の割合

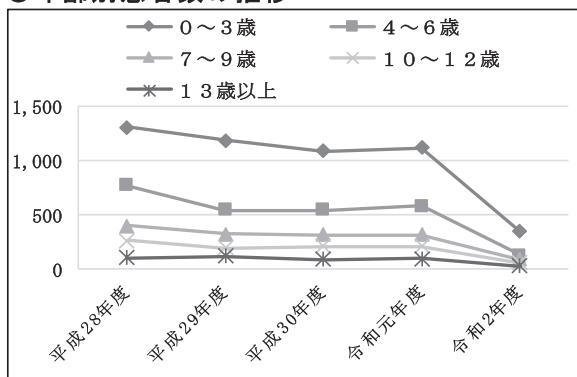


### ■ 年齢別

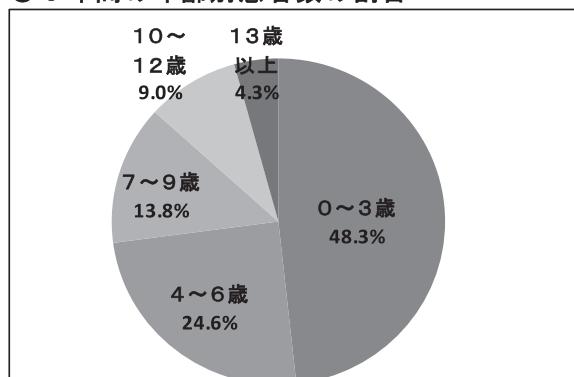
(単位：人)

年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5年間計
0～3歳	1,303	1,184	1,087	1,115	343	5,032
4～6歳	769	545	545	579	129	2,567
7～9歳	398	322	314	318	87	1,439
10～12歳	261	198	210	211	60	940
13歳以上	108	122	88	95	32	445
合計	2,839	2,371	2,244	2,318	651	10,423
2次救急対応（内数）	136	130	131	145	32	574

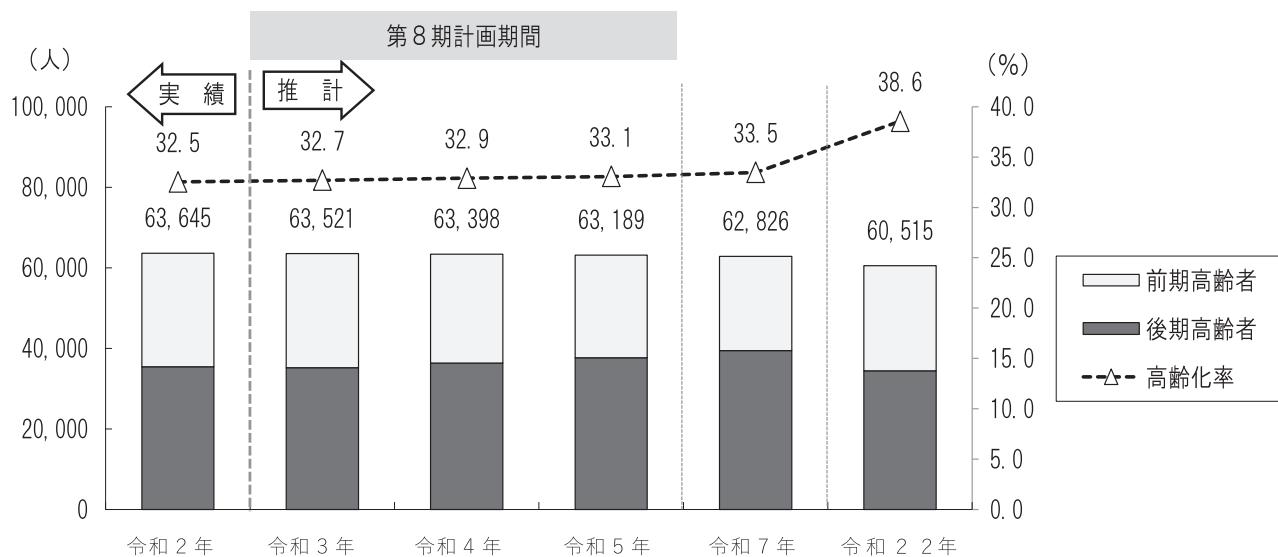
### ○年齢別患者数の推移



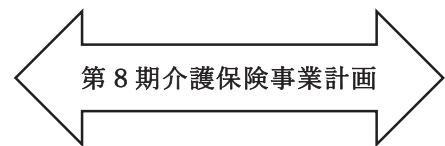
### ○5年間の年齢別患者数の割合



## 高齢者人口の推計（第8期介護保険事業計画）



	(単位：人、%)						
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 7 年	令和 22 年	増減 (令和 2 - 令和 5 )
人口	195,654	194,262	192,718	191,116	187,682	156,970	▲ 4,538
高齢者	63,645	63,521	63,398	63,189	62,826	60,515	▲ 456
前期高齢者	28,205	28,286	27,027	25,524	23,370	26,111	▲ 2,681
後期高齢者	35,440	35,235	36,371	37,665	39,456	34,404	2,225
高齢化率	32.5	32.7	32.9	33.1	33.5	38.6	0.5



※各年 10月 1日現在の実績及び  
推計値

## 介護保険事業の状況

(単位：人、円)

市町村	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域	人口と高齢者数	196,302	194,962	193,609	192,048	190,406
	65歳以上人口	62,315	62,725	63,069	63,098	63,299
	高齢化率	31.9%	32.3%	32.7%	33.0%	33.4%
	第一号被保険者数	62,373	62,765	63,119	63,182	63,419
	認定者数	10,723	10,722	10,972	11,117	11,242
	介護サービス利用者数	10,131	10,276	10,216	10,359	10,531
	介護保険給付費	16,416,204,473	16,962,581,250	17,211,398,548	17,573,915,444	17,847,011,947
岡谷市	人口と高齢者数	49,364	48,812	48,438	47,924	47,314
	65歳以上人口	16,439	16,466	16,468	16,410	16,396
	高齢化率	33.5%	33.9%	34.2%	34.4%	34.9%
	第一号被保険者数	16,524	16,562	16,554	16,512	16,507
	認定者数	2,721	2,704	2,756	2,799	2,871
	介護サービス利用者数	2,531	2,588	2,612	2,616	2,678
	介護保険給付費	4,089,942,295	4,160,300,833	4,241,797,038	4,351,097,087	4,551,482,863
諏訪市	人口と高齢者数	49,330	49,036	48,788	48,448	48,005
	65歳以上人口	14,735	14,857	14,942	14,960	15,024
	高齢化率	30.0%	30.4%	30.8%	31.0%	31.4%
	第一号被保険者数	14,786	14,898	14,979	14,986	15,055
	認定者数	2,573	2,569	2,595	2,649	2,652
	介護サービス利用者数	2,509	2,549	2,504	2,544	2,521
	介護保険給付費	3,967,044,443	4,126,509,242	4,144,527,084	4,195,654,225	4,158,627,086
茅野市	人口と高齢者数	55,737	55,646	55,483	55,106	54,818
	65歳以上人口	16,328	16,492	16,680	16,755	16,903
	高齢化率	29.4%	29.7%	30.1%	30.5%	30.9%
	第一号被保険者数	16,195	16,344	16,552	16,641	16,793
	認定者数	2,640	2,671	2,766	2,803	2,840
	介護サービス利用者数	2,510	2,521	2,482	2,523	2,603
	介護保険給付費	4,198,303,376	4,343,374,408	4,425,259,758	4,534,931,285	4,601,719,181
下諏訪町	人口と高齢者数	19,940	19,711	19,347	19,054	18,769
	65歳以上人口	7,329	7,366	7,349	7,297	7,214
	高齢化率	36.8%	37.4%	38.1%	38.4%	38.5%
	第一号被保険者数	7,453	7,477	7,451	7,404	7,325
	認定者数	1,478	1,511	1,563	1,581	1,568
	介護サービス利用者数	1,341	1,347	1,379	1,405	1,432
	介護保険給付費	2,030,516,550	2,095,902,578	2,152,265,562	2,194,377,469	2,210,983,798
富士見町	人口と高齢者数	14,327	14,176	13,935	13,840	13,788
	65歳以上人口	4,934	4,967	5,018	4,993	5,060
	高齢化率	34.5%	35.1%	36.1%	36.2%	36.8%
	第一号被保険者数	4,914	4,947	5,007	4,989	5,061
	認定者数	893	852	884	850	878
	介護サービス利用者数	864	870	853	866	875
	介護保険給付費	1,504,421,582	1,576,085,487	1,571,154,597	1,583,820,618	1,588,270,597
原村	人口と高齢者数	7,604	7,581	7,618	7,676	7,712
	65歳以上人口	2,550	2,577	2,612	2,683	2,702
	高齢化率	33.5%	34.0%	34.3%	35.0%	35.0%
	第一号被保険者数	2,501	2,537	2,576	2,650	2,678
	認定者数	418	415	408	435	433
	介護サービス利用者数	376	401	386	405	422
	介護保険給付費	625,976,227	660,408,702	676,394,509	714,034,760	735,928,422

※人口、高齢者＝翌年度（4月1日）現在の長野県公表値による数値

高齢化率を算出する人口に年齢不詳者数を含まない

第1号被保険者数、認定者数＝年度末（3月31日）現在の数値

介護サービス利用者数＝年度末（平均）利用者数

介護保険給付費＝年度給付費の合計

## 障害支援区分審査の状況

平成28年度

(単位：件数)

市町村	審査件数	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
岡谷市	95	0	5	29	18	16	11	16
諏訪市	82	0	1	34	15	14	5	13
茅野市	60	0	0	20	15	7	6	12
下諏訪町	31	0	1	10	1	5	9	5
富士見町	14	0	1	1	3	5	2	2
原村	17	0	1	2	1	3	5	5
合計	299	0	9	96	53	50	38	53

平成29年度

(単位：件数)

市町村	審査件数	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
岡谷市	70	0	1	22	12	11	11	13
諏訪市	59	0	1	26	12	9	6	5
茅野市	71	0	1	10	13	14	10	23
下諏訪町	34	0	2	11	6	6	4	5
富士見町	16	0	1	4	3	3	0	5
原村	9	0	0	3	1	4	0	1
合計	259	0	6	76	47	47	31	52

平成30年度

(単位：件数)

市町村	審査件数	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
岡谷市	116	0	4	33	13	20	16	30
諏訪市	107	0	1	28	21	17	15	25
茅野市	106	0	2	27	20	13	19	25
下諏訪町	54	0	3	8	11	13	8	11
富士見町	28	0	1	6	4	4	2	11
原村	15	0	1	3	3	2	3	3
合計	426	0	12	105	72	69	63	105

令和元年度

(単位：件数)

市町村	審査件数	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
岡谷市	92	0	2	32	18	8	12	20
諏訪市	91	0	0	30	17	20	9	15
茅野市	67	0	0	19	16	11	10	11
下諏訪町	33	0	2	15	2	4	4	6
富士見町	18	0	0	5	3	7	1	2
原村	17	0	0	2	1	5	4	5
合計	318	0	4	103	57	55	40	59

令和2年度

(単位：件数)

市町村	審査件数	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
岡谷市	80	0	3	20	18	13	11	15
諏訪市	71	0	1	27	14	15	5	9
茅野市	73	0	1	14	16	13	8	21
下諏訪町	31	0	0	12	6	3	3	7
富士見町	18	0	0	4	3	4	1	6
原村	12	0	0	5	2	2	2	1
合計	285	0	5	82	59	50	30	59

## 諏訪広域消防管内出動別件数

### ■ 火災出動件数

(単位：件)

市町村	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
岡谷市	8	22	13	7	7
諏訪市	13	11	14	8	9
茅野市	31	24	21	23	23
下諏訪町	4	4	8	6	10
富士見町	8	12	11	7	12
原村	5	6	10	4	7
合 計	69	79	77	55	68

### ■ 救急出動件数

(単位：件)

市町村	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
岡谷市	2,073	2,120	1,949	1,884	1,732
諏訪市	2,360	2,309	2,276	2,254	1,869
茅野市	2,472	2,572	2,552	2,559	2,196
下諏訪町	1,175	1,078	1,153	1,068	984
富士見町	716	677	645	686	610
原村	293	331	313	279	255
管 外	15	17	14	11	8
合 計	9,104	9,059	8,902	8,741	7,654

### ■ 救助出動件数

(単位：件)

市町村	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
岡谷市	14	17	12	19	22
諏訪市	20	16	19	30	24
茅野市	14	12	19	44	31
下諏訪町	6	4	11	10	12
富士見町	4	3	5	14	9
原村	5	2	6	8	2
合 計	63	54	72	125	100

## 消防職員の配置・消防車両等現有状況

令和3年4月1日現在

(単位:台、人)

種別 署別	指揮車	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	梯子車	救助工作車	高規格救急車	広報車	査察車	資材車	事務車	ボート運搬車	消防活動二輪車	原動機付自転車	合計	職員数
	本部	1					3	1	1	2			2	10	47
岡谷消防署	1	2	1		1	2	1	1	1			1	2	13	37
諏訪消防署	1	1	1	1	1	2	1	1	1		1			11	37
茅野消防署	1	1	1		1	2	1	1	1				1	10	27
茅野消防署 北部分署			1			1		1	1				1	5	13
茅野消防署 西部分署			1			1		1	1				1	5	13
下諏訪消防署			1			2		1	1					5	23
富士見消防署		1	1			2		1	1					6	24
原消防署			1			1		1	1					4	14
合計	4	5	8	1	3	13	6	9	9	2	1	1	7	69	235

## 職員の共同研修の実施状況

(単位：人)

年 度	内 容	参加者数
平成 28 年度	部課長研修	37
	ヘビークレーム研修	26
	法制執務研修	24
	政策立案研修	25
	リーダー研修	27
	女性職員研修	28
合 計	6 講座	167
平成 29 年度	部課長研修	20
	住民対応能力研修	27
	法制執務研修	26
	政策立案研修	24
	リーダー研修	21
	管理監督者研修	28
	女性職員研修	28
合 計	7 講座	174
平成 30 年度	部課長研修	24
	ヘビークレーム研修	29
	法制執務研修	27
	政策立案研修	25
	リーダー研修	29
	管理監督者研修	26
	女性職員研修	28
合 計	7 講座	188
令和元年度	部課長研修	25
	ヘビークレーム研修	27
	法制執務研修	22
	政策立案研修	18
	リーダー研修	34
	管理監督者研修	23
	女性職員研修	27
合 計	7 講座	176
令和 2 年度	部課長研修	中止
	ヘビークレーム研修	代替 WEB 動画視聴
	法制執務研修	代替 テキスト貸出
	政策立案研修	代替 テキスト貸出
	リーダー研修	中止
	管理監督者研修	中止
	女性職員研修	中止
合 計	(開催中止)	—

## 行政情報システム 共同構築実績

年度	内容	共同参加市町村数
平成 28 年度	社会保障・税番号制度対応システム改修	6
	生活保護システム更改	3
	国保保険者標準事務システム対応改修	6
	自治体情報セキュリティ強靭化共同構築	5
	図書館システム更改	6
平成 29 年度	社会保障・税番号制度対応システム改修	6
	旧氏併記システム改修	6
	国民健康保険の都道府県単位化対応システム改修	6
	国民年金届出書の電子媒体化システム改修	6
	福祉医療システム現物給付対応改修	6
平成 30 年度	障害者総合支援システム改修	6
	戸籍システム更改	6
	コンビニ証明書交付システム共同構築	6
	旧氏併記システム改修	6
	後期高齢者保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修	6
令和元年度	税制改正に伴うシステム改修	6
	第4次 L G W A N 切替え対応	6
	住民基本台帳ネットワークシステム更改	6
	国民健康保険オンライン資格確認システム改修	6
	健康かるて母子保健副本登録対応システム改修	6
	子ども子育て支援幼児教育無償化対応システム改修	6
	プレミアム付商品券事業対応システム改修	6
令和 2 年度	印鑑登録証明事務旧氏併記システム改修	6
	基幹系システム・人事給与システム更改	6
	デジタル手続法関連システム改修	6
	戸籍法改正に伴うシステム改修	6
	J-LIS 証明書交付センター移行に伴うコンビニ交付システム改修	6
	国保被保険者証と高齢受給者証一体化対応システム改修	6
	国民健康保険オンライン資格確認改修システム改修	6
	後期高齢個人所得課税見直しに伴うシステム改修	6
	障害者自立支援報酬改定に伴うシステム改修	6
	特別定額給付金対応システム改修	6
	子育て世帯臨時特別給付金対応システム改修	6

※比較的大規模なシステム導入・更改・改修等に係るシステムを記載しています。

※制度改正等に伴うシステム改修が複数年にわたってある場合は、同一システムが重複して記載されているものがあります。

# 諏訪広域連合広域計画策定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 諏訪広域連合規約第5条に規定する広域計画を策定することを目的とし、諏訪広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査、審議を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者及び関係者のうちから諏訪広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長のほか、副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (幹事会)

第7条 委員会の任務に関し、必要な事項について調査、研究等を行うため、委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事は、長野県及び関係市町村職員のうちから広域連合長が委嘱する。

## (事務局)

第8条 委員会の事務局は、諏訪広域連合事務局に置く。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

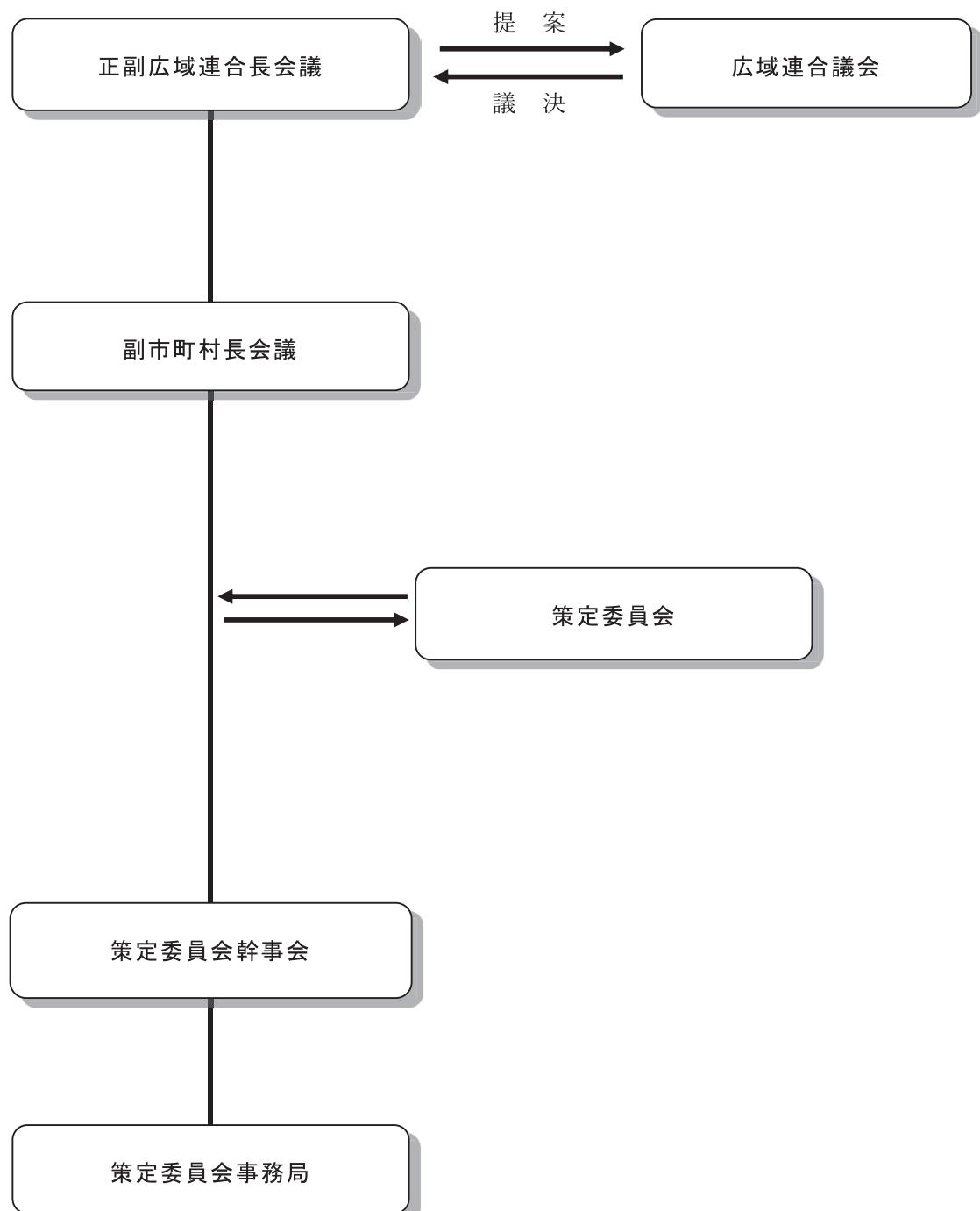
この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

## 諏訪広域連合広域計画策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和 3 年 4 月 8 日	広域担当課長会議	・策定委員構成等の協議
4 月 15 日	副市町村長会議	・ “
4 月 22 日	正副広域連合長会議	・計画策定委員会設置等の承認
6 月 17 日	第 1 回策定委員会幹事会	・計画策定幹事(7人)委嘱
7 月 8 日	副市町村長会議	・計画策定スケジュール等説明
7 月 14 日	第 1 回策定委員会	・計画策定委員(15人)委嘱、正副委員長の選出
7 月 15 日	正副広域連合長会議	・計画策定スケジュール等説明
8 月 4 日	第 2 回策定委員会幹事会	・広域計画(素案)の協議
8 月 10 日	第 2 回策定委員会	・ “
8 月 12 日	副市町村長会議	・経過報告、協議
8 月 26 日	第 1 回事務局会議	・広域計画(修正案)の協議
9 月 16 日	正副広域連合長会議	・経過報告、協議
10 月 5 日	第 2 回事務局会議	・広域計画(修正案)の協議
10 月 14 日	第 3 回策定委員会幹事会	・ “
10 月 19 日	第 3 回策定委員会	・ “
10 月 21 日	副市町村長会議	・経過報告、協議
10 月 28 日	正副広域連合長会議	・経過報告、承認
11 月 8 日	パブリックコメント募集	・広域連合ホームページ等掲載 (4件の意見提出)
～12 月 3 日		
12 月 8 日	パブリックコメント報告 (書面)	・パブリックコメント提出意見に関する報告(策定委員、幹事へ報告)
1 月 6 日	広域担当課長会議	・広域計画(最終案)の報告
1 月 13 日	副市町村長会議	・ “
1 月 20 日	正副連合長会議	・ “
1 月 21 日	パブリックコメント回答	・広域連合ホームページにご意見に対する回答を掲載
1 月 26 日	広域議会全員協議会	・広域計画(最終案)の概要報告
3 月 23 日	広域連合議会定例会	・広域計画(案)の提案
3 月 24 日	広域連合議会定例会	・広域計画の議決

# 諏訪広域連合広域計画策定体系



# 諏訪広域連合広域計画策定組織

## ■ 正副広域連合長会議

金子 ゆかり	広域連合長	(諏訪市長)
今井 龍五	副広域連合長	(岡谷市長)
今井 敦	"	(茅野市長)
宮坂 徹	"	(下諏訪町長)
名取 重治	"	(富士見町長)
五味 武雄	"	(原村長)

## ■ 副市町村長会議

小口 道生	岡谷市副市長
後藤 慎二	諏訪市副市長
柿澤 圭一	茅野市副市長
高木 秀幸	下諏訪町副町長
植松 佳光	富士見町副町長（令和3年9月30日まで）
伊藤 一成	富士見町副町長（令和4年1月17日から）
宮坂 道彦	原村副村長

## ■ 策定委員会

原 孝好	(株)諏訪広域総合情報センタ
林 直樹	諏訪信用金庫
今井 智彦	岡谷市医師会
北原 悠二朗	諏訪圏青年会議所
川原 芳且	諏訪地方観光連盟
小坂 和夫	諏訪圏ものづくり推進機構
鈴木 美和子	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス
深井賀博	エルシーブイ(株)
山田 哲靖	諏訪東京理科大学
竹内 武	諏訪ブロック社会福祉協議会
早出 徳一	諏訪圏域介護保険指定事業者連絡協議会
清水 正	諏訪消防協会
伊藤 真由美	下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会
名取 あゆみ	特定非営利活動法人たくさんの手
小倉 佳美	原村女性団体連絡協議会

---

## ■ 策定委員会 幹事会

山 川 晃	諏訪地域振興局企画振興課長
木 下 稔	岡谷市企画課長
寺 島 和 雄	諏訪市企画政策課長
田 中 裕 之	茅野市企画戦略課長
河 西 喜 広	下諏訪町総務課長
小 林 裕 樹	富士見町総務課長
清 水 秀 敏	原村総務課長

## ■ 策定委員会 事務局

味 澤 勝 一	岡谷市企画課統括主幹
前 田 さ や か	諏訪市企画政策課主査
加 藤 淳 吾	茅野市企画課主任
高 木 浩	下諏訪町総務課副主幹
雨 宮 陽 一	富士見町総務課主任
土 橋 雄 天	原村総務課主事
花 岡 光 昭	諏訪広域連合事務局長
花 岡 則 秀	諏訪広域消防本部消防長
小 池 秀 昭	企画総務課長
小 池 徹	情報政策課長
上 田 佳 秋	介護保険課長
牛 尼 淳 夫	救護施設八ヶ岳寮長
大 榻 秀 次	諏訪広域消防本部総務課長
山 本 征 幸	企画総務課総務係長
内 藤 文 彦	企画総務課企画係長
柴 崎 亜 也 子	企画総務課会計係長
今 井 健 太	企画総務課総務係主査
幅 桃 子	企画総務課総務係主査
笠 原 淳	企画総務課総務係主査
三 井 信 二	企画総務課企画係主査
矢 島 千 佳	企画総務課会計係主任
千 野 典 夫	企画総務課企画係

# 諏訪広域連合規約

平成12年6月23日

長野県指令12地第357号

改正 平成14年4月1日長野県諏訪地方事務所指令14諏地総第6号  
平成15年4月1日長野県諏訪地方事務所指令15諏地総第10号  
平成18年4月1日長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第1号  
平成18年10月20日長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第213号  
平成19年3月26日長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第326号  
平成24年3月26日長野県諏訪地方事務所指令23諏地政第112号  
平成25年3月29日長野県諏訪地方事務所指令24諏地政第176号  
平成26年3月31日長野県諏訪地方事務所指令25諏地政第196号  
平成27年3月30日長野県諏訪地方事務所指令26諏地政第206号  
平成28年3月31日長野県諏訪地方事務所指令27諏地政第204号  
平成29年3月28日長野県諏訪地方事務所指令28諏地政第231号  
令和2年12月28日届出

## (広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、諏訪広域連合（以下「広域連合」という。）という。

## (広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 この広域連合は、次の市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町 原村

## (広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

## (広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 諏訪地域の広域行政の推進に関する事務
- (2) 諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関する事務
- (3) 救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事務
- (4) 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務
- (5) 諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関する事務
- (6) 広域連合の基金の運用に関する事務
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）の規定に基づく次に掲げる事務（別表第1に定める事務を除く。）

ア 保険給付に関すること。

イ 被保険者の資格管理に関すること。

ウ 要介護認定及び要支援認定に関すること。

エ 介護保険事業計画の策定に関すること。

オ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。

カ 保健福祉事業に関すること。

キ 地域支援事業に関すること。

- 
- ク 事業者の指定に関すること。
  - ケ その他介護保険制度の施行に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会（以下「障害支援区分審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (9) 消防に関する事務（消防団長の任免に関するこ除く。）。ただし、次に掲げる事務については、予算及び決算に関するこ除く。
- ア 消防団に関するこ。
  - イ 消防水利施設に関するこ。
  - ウ その他関係団体等に関するこ。
- (10) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関（以下「行政不服審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (11) ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (12) 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務
- (13) 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務
- (14) 次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務
- ア 地方分権に関するこ。
  - イ 地域情報化の推進に関するこ。
  - ウ 観光振興に関するこ。
  - エ し尿処理施設の設置、管理及び運営に関するこ。
  - オ 火葬場の設置、管理及び運営に関するこ。
  - カ ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関するこ。
  - キ 諏訪湖浄化の推進に関するこ。
  - ク その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関するこ。
- (15) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
- ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関するこ。
  - イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関するこ。
- 2 広域連合は、前項第9号ただし書に規定する事務は、消防団等の所在する市町村の条例、規則その他の規程により処理するものとする。
- （広域計画の項目）
- 第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。
- (1) 諏訪地域の広域行政の推進に関するこ。
  - (2) 諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関するこ。
  - (3) 救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関するこ。
  - (4) 病院群輪番制病院運営費補助事業に関するこ。
  - (5) 諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関するこ。
  - (6) 広域連合の基金の運用に関するこ。

- 
- (7) 介護保険法及び介護保険法施行法の規定に基づく次に掲げる事務に関する事務について、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事務。
- ア 保険給付に関する事務。
  - イ 被保険者の資格管理に関する事務。
  - ウ 要介護認定及び要支援認定に関する事務。
  - エ 介護保険事業計画の策定に関する事務。
  - オ 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務。
  - カ 保健福祉事業に関する事務。
  - キ 地域支援事業に関する事務。
  - ク 事業者の指定に関する事務。
  - ケ その他介護保険制度の施行に関する事務。
- (8) 障害支援区分審査会の設置及び運営に関する事務について、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事務。
- (9) 消防に関する事務（消防団長の任免に関する事務を除く。）。ただし、次に掲げる事務については、予算及び決算に関する事務を除く。
- ア 消防団に関する事務。
  - イ 消防水利施設に関する事務。
  - ウ その他関係団体等に関する事務。
- (10) 行政不服審査会の設置及び運営に関する事務。
- (11) ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務について、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事務。
- (12) 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務に関する事務について、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事務。
- (13) 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務に関する事務について、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事務。
- (14) 次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務。
- ア 地方分権に関する事務。
  - イ 地域情報化の推進に関する事務。
  - ウ 観光振興に関する事務。
  - エ し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務。
  - オ 火葬場の設置、管理及び運営に関する事務。
  - カ ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務。
  - キ 諏訪湖浄化の推進に関する事務。
  - ク その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関する事務。
- (15) 広域計画の期間及び改定に関する事務。
- (事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、諏訪市高島一丁目22番30号に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、22人とする。

(議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 岡谷市 5人
- (2) 諏訪市 5人
- (3) 茅野市 5人
- (4) 下諏訪町 3人
- (5) 富士見町 2人
- (6) 原村 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長5人及び会計管理者1人を置く。

(執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 会計管理者は、広域連合長が関係市町村の会計管理者のうちから任命する。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本条において「識

見を有する者」という。) 及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。

(公平委員会)

第17条 広域連合に公平委員会を置く。

2 公平委員会は、3 人の公平委員をもってこれを組織する。

3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。

4 公平委員の任期は、4 年とする。

(経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 財産収入

(3) 事業収入

(4) 国及び県の支出金

(5) 地方債

(6) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第 2 のとおりとする。

(諏訪地域ふるさと振興基金の設置)

第19条 広域連合に、諏訪地域ふるさと振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、諏訪地域の振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。

3 基金は、関係市町村の出資金、県の助成金等により設置する。

4 前項に規定する関係市町村の出資金の出資割合は、別表第 3 のとおりとする。

(基金に属する財産の处分の制限)

第20条 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資総額と県からの助成額との合計に相当する額は、これを処分することができない。

(出資相当額に対する関係市町村の権利)

第21条 広域連合が解散する際には、基金に属する財産は、出資割合に応じ各出資市町村に帰属する。

(補則)

第22条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した諏訪広域行政組合の解散時の組合長が、諏訪広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

収入役においても同様とする。

附 則(平成14年 4 月 1 日長野県諏訪地方事務所指令諏地總第 6 号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日長野県諏訪地方事務所指令諏地総第10号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第1号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成18年10月20日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第213号）

この規約は、平成19年4月1日以後初めて行われる第8条第1項に規定する選挙から施行する。

附 則（平成19年3月26日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第326号）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成24年3月26日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第112号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第176号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第9号（障害支援区分審査会に係る部分に限る。）、第5条第9号及び別表第2の変更規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第196号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第206号）

（施行期日）

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の諏訪広域連合規約（以下「改正後の規約」という。）別表第2の9の部公債費の項の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可又は同意を受けた起債に係る公債費の負担割合について適用し、施行日前に許可又は同意を受けた起債に係る公債費の負担割合については、なお従前の例による。

3 改正後の規約の別表第2の14の部の規定は、施行日以後の申請及び届出に係る経常的経費の負担割合について適用し、施行日前の申請及び届出に係る経常的経費の負担割合については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第204号）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第231号）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日届出）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	事務
1 保険給付に関すること。	給付申請の受付に関すること。
2 被保険者の資格管理に関すること。	被保険者の異動に関すること。 市町村で受け付けた被保険者証の再発行に係る交付に関すること。
3 要介護認定及び要支援認定に関すること。	市町村で受け付けた認定申請及び資格者証の発行に係る交付に関すること。 訪問調査に関すること。 主治医意見書の依頼に関すること。
4 介護保険事業計画の策定に関すること。	計画の策定に必要な資料の提供に関すること。
5 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。	市町村で受け付けた納入通知書及び納付書の再発行に係る交付に関すること。 収納業務の協力に関すること。
6 保健福祉事業に関すること。	資金貸付の受付に関すること。
7 その他介護保険制度の施行に関すること。	介護保険事業に関わる相談及び受付に関すること。

別表第2（第18条関係）

処理する事務	経費区分	負担割合・額		
1 諏訪地域の広域行政の推進に関する事務	経常的経費	均等割 人口割	20% 80%	
2 諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関する事務	経常的経費	均等割 人口割	20% 80%	
3 救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事務	建設的経費	均等割 人口割	20% 80%	
	経常的経費	均等割 人口割	20% 80%	
4 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務	経常的経費	人口割	100%	
5 諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関する事務	経常的経費	均等割 人口割	20% 80%	
6 広域連合の基金の運用に関する事務	経常的経費	均等割 人口割	20% 80%	
7 介護保険法及び介護保険法施行法の規定に基づく事務	ア 保険給付に関すること。	保険給付費関係経費	人口割 保険給付費割	80% 20%
	イ 被保険者の資格管理に関すること。	地域支援事業費関係経費	高齢者人口割	
		保険料軽減関係経費	関係市町村軽減実績額の法定負担額	

	ウ 要介護認定及び要支援認定に関する事務。 エ 介護保険事業計画の策定に関する事務。 オ 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務。 カ 保健福祉事業に関する事務。 キ 地域支援事業に関する事務。 ク 事業者の指定に関する事務。 ケ その他介護保険制度の施行に関する事務。	事務費関係経費	均等割 20% 人口割 80%
8 障害支援区分審査会の設置及び運営に関する事務	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%	
9 消防に関する事務	経常的経費 建設的経費 臨時の経費 公債費	均等割 20% 人口割 80% 均等割 20% 人口割 80% 均等割 20% 人口割 80% 均等割 20% 人口割 80%	
10 行政不服審査会の設置及び運営に関する事務	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%	
11 ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%	
12 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%	
13 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%	

14 次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務 ア 地方分権に関すること。 イ 地域情報化の推進に関すること。 ウ 観光振興に関すること。 エ し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 オ 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。 カ ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 キ 諏訪湖浄化の推進に関すること。 ク その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%
15 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	経常的経費	均等割 20% 人口割 80%

#### 備考

- 1 人口割は、長野県が公表する毎月人口異動報告における当該会計年度の前年10月1日現在の人口を基準とする。
- 2 臨時の経費とは、特殊車両等広域的対応が必要な施設、備品等に係る経費のことをいう。
- 3 保険給付費割は、当該会計年度の前々年度の関係市町村の保険給付費を基準とする。
- 4 高齢者人口割は、長野県が公表する毎月人口移動報告における当該会計年度の前年10月1日現在の高齢者人口（65歳以上人口）を基準とする。

別表第3（第19条関係）

出資割合	均等割 出資総額の20% 人口割 出資総額の80%
------	------------------------------

備考 人口割は、長野県が公表する毎月人口異動報告における当該会計年度の前年10月1日現在の人口を基準とする。

## 諏訪広域連合広域計画

令和4年3月

- 
- 発行・編集 諏訪広域連合（諏訪市役所内）  
長野県諏訪市高島一丁目22番30号  
TEL 0266-52-4141 FAX 0266-58-1777  
e-mail : [kikakusomu@union.suwa.lg.jp](mailto:kikakusomu@union.suwa.lg.jp)  
URL : <https://www.union.suwa.lg.jp/>
  - 印刷・製本 株式会社美膳堂  
TEL 0266-22-3562(代)



諏訪広域連合  
ホームページQR



## 諏訪広域連合

---

岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村